

令和2年7月例会次第（令和2年7月25日開催）

1. 会長挨拶

2. A 会員新規入会者のご挨拶

さところ内科クリニック 院長 戸成^{となり} 智子^{さところ} 先生 令和2年9月1日付
内科・循環器内科 栗東市中沢2丁目170番

3. 報告事項

【会員の状況】

（1）A 会員新規開設（開院）者の医師会入会（9/1 付）

- ・診療所名：いりかわ耳鼻咽喉科（仮） 院長 入川 直矢 先生
- ・標榜診療科目：耳鼻咽喉科
- ・開設予定日：令和2年9月1日予定
- ・開設場所：草津市南草津5丁目4-14

（2）A 会員新規開設（開院）者の医師会入会（9/1 付）

- ・診療所名：さところ内科クリニック 院長 戸成^{となり} 智子^{さところ} 先生
- ・標榜診療科目：内科・循環器内科
- ・開設予定日：令和2年9月1日予定
- ・開設場所：栗東市中沢2丁目170番

（3）B 会員の入・退会について

- 【入会】大澤^{のりひさ} 紀之 先生 済生会滋賀県病院 7/1 付
【退会】牧石 徹也 先生 済生会滋賀県病院 6/30 付

（4）会員の状況（令和2年6月）

A 会員：138 名、 B 会員：163 名、 合計：301 名

【総 務 部】

【総 務】

（1）令和2年度第2期の滋賀県医師会および日本医師会の会費について

口座振替ではない会員には請求書を8月下旬に送付するので、速やかにお振り込みください。

口座振替の会員には、8月27日（木）に指定口座から引き落としをさせていただきます。

（2）小売業に属する事業にかかるレジ袋有料化について

令和2年7月1日から全国で一律に、小売業に属する事業を行う事業者は、商品の販売に際して、消費者がその商品を持ち運びに用いるためのプラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）の有料化が開始されることになった。その対象は小売業であり、医療業は対象外である。

具体的には、医療機関内の調剤所での薬袋並びに薬袋とは別に提供されるレジ袋等は対象外であること。医療機関内の売店等は対象となることについてご留意願いたい。

また、調剤薬局は小売業に分類されるため、レジ袋は有料になるとのことである。

<参考>

- ・プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン

<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/document/guideline.pdf>

- ・FAQ

<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/document/faq-all.pdf>

- ・説明動画

https://www.youtube.com/watch?v=uJyTBw2_qro&feature=youtu.be

<プラスチック製買物袋の有料化に関するHP>

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html

(3) 持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度について

移行計画認定制度（認定医療法人制度）は令和2年9月30日で一旦、期限を迎えるため、申請を検討している医療法人（持分の定めのある医療法人）においては、可能な限り令和2年7月31日（金）の期限までに申請書を提出するよう厚生労働省から通知があった。

<参照> 厚生労働省 HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080380.html>

<問い合わせ・書類等提出先>

厚生労働省医政局医療経営支援課 担当：縄稚、伊藤、石原

電話 03-3595-2261

(4) 令和3年度からの被用者保険にかかる福祉医療費の審査支払請求事務について

（総務資料1）p.1

令和3年4月診療分から福祉医療費のうち、被用者保険分にかかる審査支払事務の委託を滋賀県国保連合会から社会保険診療報酬支払基金へ変更されることについて、本年8月に滋賀県健康医療福祉部から保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業所あてに通知が発出されるのでご了知願います。

(5) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第3版、第4版）について

（総務資料2）p.6

(6) オンライン資格確認に関する申請と導入準備の流れについて

（総務資料3）p.42

(7) 医師会主催の研修会への託児サービス併設費用補助について

（総務資料4）p.47

各地域の医師会が主催する研修会、講習会、講演会に託児サービスを併設するための費用を県全体として30万円を限度として実費を補助します。

(8) 「日医かかりつけ医機能研修制度 令和2年度応用研修会」（DVD講習会）の開催日程について

（総務資料5）p.48

令和2年9月20日（日）

於：びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海

- (9) 「2020 年度 地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会」(TV 会議による中継) の開催日程について (総務資料 6) p. 49
 令和 2 年 10 月 11 日(日)
 於. びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海
 ※最終的な開催の可否は、夏頃に日本医師会において判断予定
- (10) Web 講習会に関する Q & A について (総務資料 7) p. 50
- (11) 令和 2 年度湖南広域休日急病診療所の診療体制について (総務資料 8) p. 56
- (12) 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告知について(通知)
 市立大津市民病院、彦根市立病院 (総務資料 9) p. 58
- (13) 「びわ湖あさがおネット」における医療情報・看護介護情報共有化促進事業について (総務資料 10) p. 60
- (14) 日本医学会シンポジウムの開催について(案内) (総務資料 11) p. 67
- (15) 令和 2 年度第 33 回「いのち・愛・人権のつどい」の中止について (総務資料 12) p. 70
- (16) 滋賀県薬剤師会「在宅ケア研修」の開催について (総務資料 13) p. 71
- (17) 「歯周病予防啓発リーフレット」の配布について (総務資料 14) p. 74
- (18) 熱中症予防に関する待合室掲示用チラシについて (総務資料 15) p. 77
 県医師会にて熱中症予防のチラシを作成した(各医療機関へ 1 部配布、県医師会報 7 月号 17 ページおよび県医師会ホームページにも掲載する予定)
- (19) 大津市医師会立看護専修学校 令和 3 年度生徒募集について (総務資料 16) p. 78

【学 術 部】

[医 療 安 全]

(1) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 163」について

2019 年に公表された医療事故情報収集等事業 第 56 回～第 59 回報告書の「再発・類似事例の分析」で取り上げた医療安全情報の主な事例が紹介されたので、ご留意願いたい。

また、再発・類似事例の分析結果の詳細については、日本医療機能評価機構「医療事故情報収集等事業」HP を参照願いたい。

- ・No. 54：体位変換時の気管・気管切開チューブの偶発的な抜去(第 57 回)
- ・No. 68：名称類似による処方時の薬剤の取り違い ※第 1 報：医療安全情報 No. 4(第 57 回)
- ・No. 78：持参薬を院内の処方に切り替える際の処方量間違い(第 56 回)
- ・No. 107：電気メスによる薬剤の引火(第 2 報) ※第 1 報：医療安全情報 No. 34(第 59 回)
- ・No. 110：誤った患者への輸血(第 2 報) ※第 1 報：医療安全情報 No. 11(第 59 回)
- ・No. 113：中心静脈カテーテル抜去後の空気塞栓症(第 58 回)

☆日本医療機能評価機構「医療事故情報収集等事業」HP <http://www.med-safe.jp/>

(2) 医療事故情報収集等事業 2019 年年报および第 61 回報告書の公表について

今般、日本医療機能評価機構から標記報告書が公表された。同様の事例の再発防止および発生の未然防止のため、標記報告書を活用されたい。

なお、詳細は(財)日本医療機能評価機構 HP に掲載
医療事故情報収集等事業 HP

URL <http://www.med-safe.jp/>

[発出元：滋賀県健康医療福祉部医療政策課 令和 2 年 7 月 7 日付(滋医政第 742・743 号)]

【公衆衛生部】

[地域保健]

(1) 新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者への対応等について

下記ホームページ等で情報提供が行われています。

【新型コロナウイルス関連感染症（日本医師会）（随時更新）】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html

【新型コロナウイルス関連感染症（滋賀県医師会）（随時更新）】

<http://www.shiga.med.or.jp/update-information/page/2>

【現在の発生状況や院内感染対策に関する通知等が確認できるページ（随時更新）】

○新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルス感染症について（滋賀県の対応）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/309252.html>

○新型コロナウイルス関連情報について（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/>

【医療機関用資料（日本医師会）】

○**新型コロナウイルス感染症外来診療ガイド（第2版）** ※各地域医師会例会時に各診療所へ配布

http://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/shinryoguide_ver2.pdf

○**新型コロナウイルス感染症外来診療ガイドー役立つリンク集**

http://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/link/yakulink.pdf

(2) 子どものためのスポーツ健康手帳について

スポーツ障害について「防げるものは防ごう」、「治すならより適切な治療を」という考えのもと、平成28年3月に初版を作成し、今回、新たにいくつかの項目を追加して第3版を作成した。今回の第3版もこれまで以上に各診療科においてご利用いただける内容になっているので、日々の診療に活用していただきたい。各医療機関には地域職域医師会を介して1冊を配布予定。

本冊子をご希望の場合は、県医師会事務局第二係まで連絡を願いたい。

【小児保健部】

[学校保健]

(1) 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

下記ホームページ等で情報提供が行われているので、ご確認願いたい。

【滋賀県教育委員会】※随時更新

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/hokentaiiku/ankenkyusyoku/hoken/310418.html>

【文部科学省】※随時更新

○幼小中高・特別支援学校に関する情報

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00015.html#a006

【産 業 保 健 部】

[産 業 保 健]

(1) 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）掲載アドレス

【厚生労働省】※随時更新

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

日本医師会 HP メンバーズルームへのアクセスについて

日本医師会 HP <http://www.med.or.jp/>

[メンバーズルーム] をクリック

ユーザーID：日本医師会 ID 番号

（日医雑誌が送付される際のビニール製封筒に貼付

の

宛名ラベルに記載された 10 桁の番号）

パスワード：誕生日（西暦の下 2 桁、月、日）

入力例）1950 年 4 月 1 日生まれ → 500401

5. ホームページ会員向けサイトへの「お知らせ」掲載一覧

6/24(水) 腸管出血性大腸菌感染症多発警報の発令について

7/1(水) 腸管出血性大腸菌感染症多発警報の発令について（本年度 3 回目の発令）

7/7(火) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

7/9(木) 令和 2 年 7 月 3 日から大雨による災害にかかる予防接種の取り扱いについて

7/13(月) 令和 2 年 7 月 3 日から大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の取り扱いについて

7/13(月) 新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（その 3）

7/14(火) コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について

7/22(水) 弱毒性麻疹風疹混合ワクチンの流通に係る対応について（協力依頼）

6. 講演会・研修会等のご案内

（総務資料 17）p. 79

当医師会の主催・後援分

(1) 8 月 29 日(土)GP ネット症例検討会の予定について

開催場所：ホテルポストンプラザ草津 16:30～18:00

GP ネット：テーマ「COVID-19 流行下における地域精神科医療

司会 南草津けやきクリニック 宮川 正治 先生

演題①「新型コロナ流行と精神科医療の実際」 佐藤 啓二 先生

演題②「コロナと差別偏見」 坂本 暢典 先生

演題③「コロナ禍の不安・抑うつ動向に関して」 田中 和秀 先生

(2) 講演会名：第 186 回草津栗東医師会循環器研究会

開催日時：令和 2 年 8 月 19 日(水) 20:00～21:30

開催場所：Teams による WEB 配信、 クサツエストピアホテル 3 階「慶雲」でも可
共 催：第一三共株式会社

(3) 講演会名：草津栗東認知症連携カンファレンス～医療と介護をつなぐ～

開催日時：令和 2 年 10 月 1 日(木) 18:30～20:00

開催場所：ZOOM を使用した WEB 研修、南部健康福祉事務所でも可

主 催 名：滋賀県南部健康福祉事務所

(4) 講演会名：第 22 回日本医療マネジメント学会学術総会

開催日時：令和 2 年 10 月 6 日(火)・7 日(水)

開催場所：みやこめっせ(京都市勧業館) ロームシアター京都

主 催：第 22 回日本医療マネジメント学会学術総会

7. 当医師会 8 月の行事予定表

(総務資料 18) p.80

8. 7 月以降の行事予定表

(総務資料 19) p.81

☆☆☆ 医協連絡事項 ☆☆☆

1. 休業補償保険のご案内

多くの先生方にご加入いただいております、万一の病気（新型コロナウイルスも含む）やケガにより就業不能となった際の収入を補償する保険としての休業補償保険（団体所得補償保険・団体長期障害所得補償保険・休業損失補償保険・従業員休業補償保険）は 10 月 1 日に満期更新を迎えます。8 月下旬頃に、「新規加入のご案内」・「更新のご案内」を郵送にてご案内いたしますのでご確認ください。

2. 火災保険のご案内

近年、地震や気候変動による台風、集中豪雨など、様々な災害が各地で起こっております。火災保険の補償内容として、一般的には火災、落雷、破裂・爆発や風災、水災に対しての補償がセットされていますが、地震に対する損害は、地震保険へ加入していないと補償されません。火災保険期間の途中からでもご加入できますので、万一の際に補償されないことがないように、今一度ご契約内容をご確認ください。また随時、火災保険の見直しもお受けしておりますのでご相談ください。

3. おまとめ DM「医師協スクエア」のご案内

今夏も情報発信ツール「医師協スクエア」を 7 月末にお届けいたします。キャンペーンや感染症対策商品のご案内、人気の医療機器をピックアップした ME ガイドセレクション等便利な情報をお届けしております。ぜひこの機会にご利用ください。

4. 「医療用品カタログ GooDs」の取扱いについて（夏期休業期間）

ご注文日	受付日
令和 2 年 8 月 12 日（水）15 時まで	通常受付（当日受付）
令和 2 年 8 月 12 日（水）15 時以降 ～ 8 月 16 日（日）	令和 2 年 8 月 17 日（月）受付
令和 2 年 8 月 17 日（月）から	通常受付

・WEB 注文は連休期間にかかわらず通常どおりご注文いただけます。

・その他消耗品（用紙類含む）については、令和2年8月7日（金）までにご注文ください。

5. 滋賀県医師協同組合 第55期通常総代会のご案内

第55期通常総代会につきましては次のとおり開催予定です。総代の先生方におかれましてはご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

開催日時：令和3年5月22日（土）16時00分より

会場：びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール2階「淡海」

6. 事務局夏期休業のお知らせ

この期間は電話受付等、全ての業務をお休みとさせていただきます。

休業期間：令和2年8月13日（木）、14日（金）

お問い合わせ先：滋賀県医師協同組合 TEL:077-516-8660 FAX:077-553-6770

新型コロナウイルス感染症の影響で組合員の皆様にはご不便をおかけしております。

事務局職員一同滞りなく業務に努めさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

(案)

滋 医 険 第 号
令和2年(2020年) 月 日

保険医療機関

保険薬局

指定訪問看護事業者

各位

滋賀県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

令和3年度からの被用者保険にかかる福祉医療費の請求事務等について

平素は、福祉医療行政の円滑な推進について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年4月より被用者保険にかかる福祉医療費の審査支払事務の委託先を滋賀県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)から社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に変更いたします(国民健康保険分、後期高齢者医療制度分については今までどおり国保連に委託します。)

これにより福祉医療費にかかる連名簿は廃止し、福祉併用レセプトによる請求に統一いたします。その他、請求事務等の変更は下記のとおりです。ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1 福祉医療費の請求先および請求方法

	令和3年4月請求まで	令和3年5月請求から (月遅れ分、返戻分を含む)
国民健康保険分、後期高齢者医療制度分の福祉医療費	国保連 福祉併用レセプト	国保連 (変更なし) 福祉併用レセプト
被用者保険分の福祉医療費 (社保等)	国保連 連名簿	支払基金 福祉併用レセプト

令和3年5月請求からは、被用者保険分は、支払基金へ福祉併用レセプトで請求してください。

※ 返戻分の福祉医療費の請求も、5月請求分以降は支払基金へ福祉併用レセプトで請求願います。二重請求を防止するため、既に提出いただいた保険単独レセプト、連名簿の取下げが必要となります(別添イメージ図)。

2 請求事務費についての変更

令和3年5月請求（4月診療）分から被用者保険分の連名簿が廃止され、福祉併用レセプトに統一されることから、以下のとおりとします。

- ① 令和4年5月請求分より請求事務費を廃止します。
- ② 経過措置として、令和3年5月請求分から請求事務費を現行の1件50円から1件25円とします。事務手続きの関係上、被用者保険分は支払が1ヵ月遅れることになります。

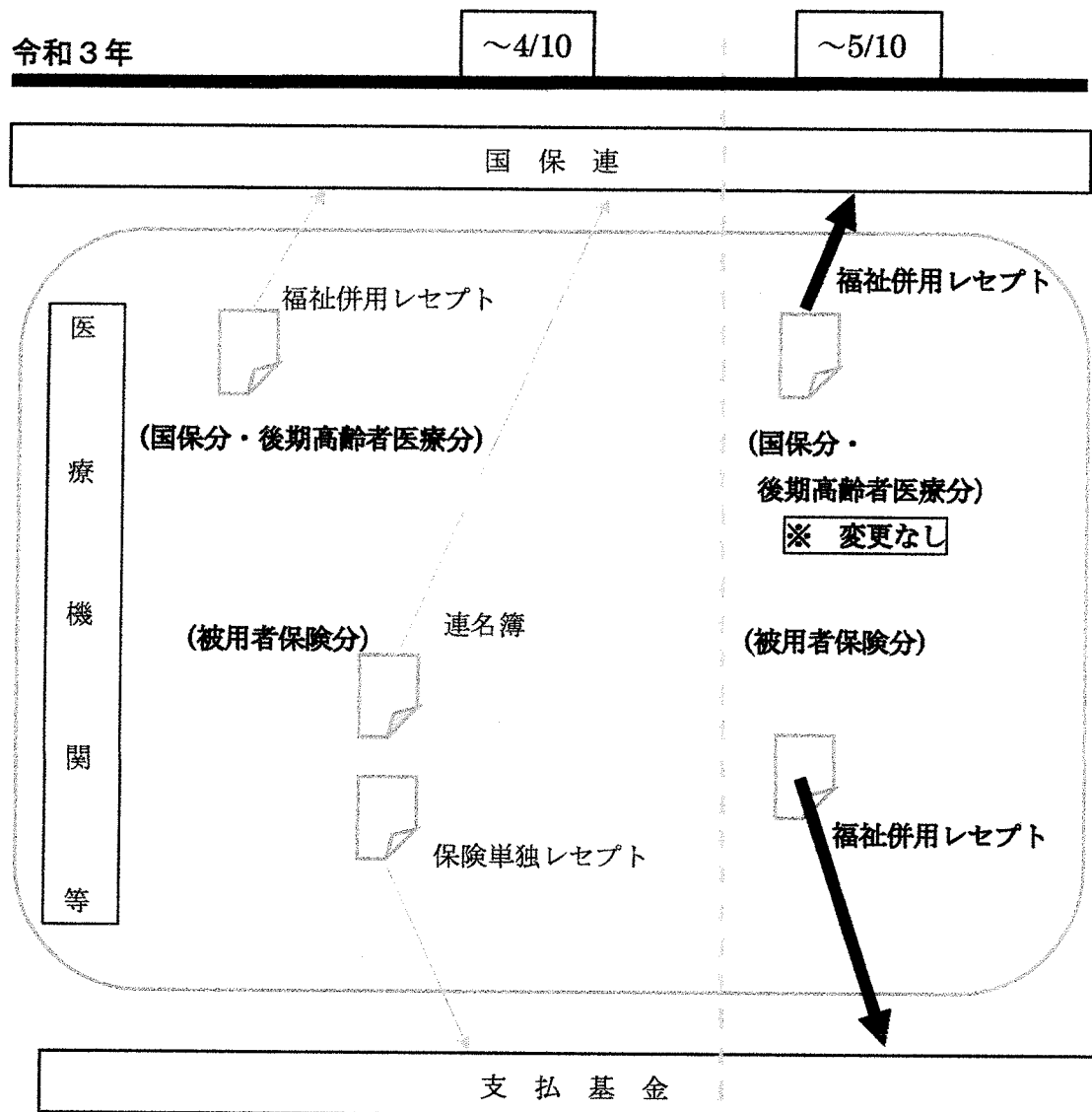
	国保・後期分	被用者保険分
令和3年4月請求分	50円/件 5月支払	50円/件 5月支払
令和3年5月請求分	25円/件 6月支払	25円/件  7月支払
令和3年6月請求分	25円/件 7月支払	25円/件  8月支払
~~~~~		
令和4年3月請求分	25円/件 4月支払	25円/件  5月支払
令和4年4月請求分	25円/件 5月支払	25円/件  6月支払
令和4年5月請求分	請求事務費廃止	請求事務費廃止

滋賀県健康医療福祉部医療保険課  
医療保険管理係 丹羽 谷  
077-528-3571  
ee0001@pref.shiga.lg.jp

(別添イメージ図)

(令和3年被用者保険にかかる福祉医療費請求イメージ)

(1) 一般的な請求(月遅れ分を含む)



- 4月請求までの福祉医療費請求は、これまでどおりの請求。
- 5月請求からの福祉医療費請求は、国保・後期高齢者医療分は国保連、被用者保険分は支払基金へ福祉併用レセプトで請求。
- 4月以前に請求して返戻された請求を5月以降に再度請求する場合は、国保・後期高齢者医療分は国保連、被用者保険分は保険単独レセプト、連名簿を取下げて、支払基金へ福祉併用レセプトで請求。 → (2)

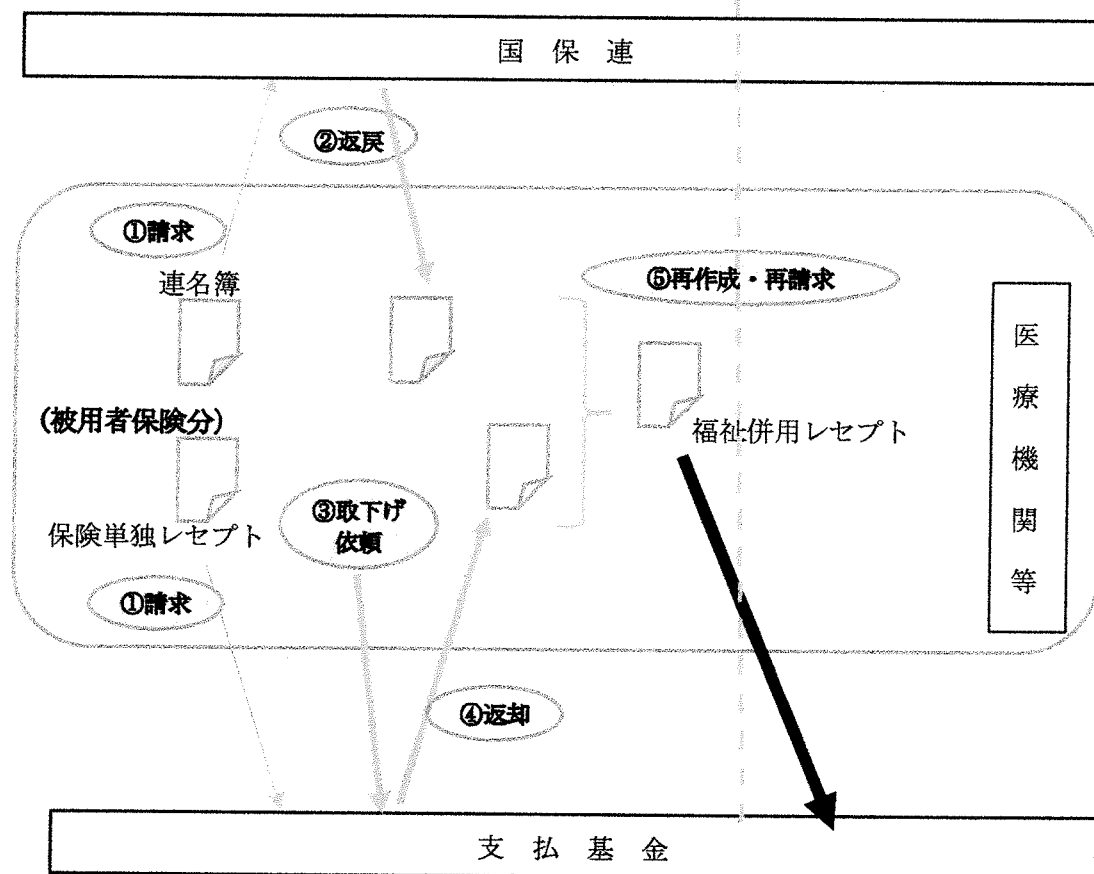
(2) 返戻分（返戻、再請求が5月請求期日をまたぐ場合の取扱い）

① 福祉医療費請求に返戻がある場合（被用者保険）

令和3年

～4/10

～5/10



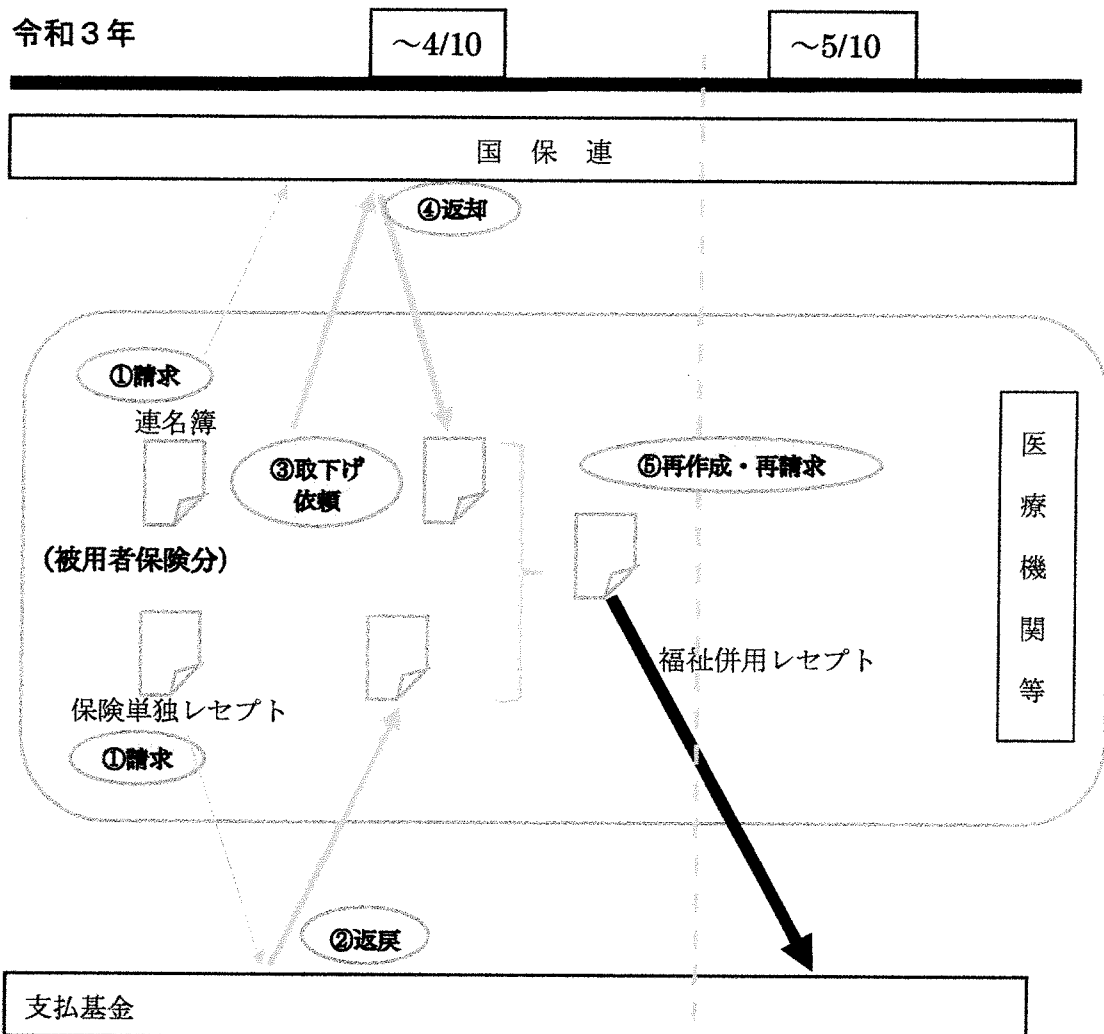
国保連から被用者保険分の福祉医療費の請求が、5月請求期日までに返戻され、5月請求期日以降に再請求する場合は、医療機関等は支払基金へ提出している本体の保険単独レセプトの返却を依頼し、福祉併用レセプトに作成しなおし、支払基金に再請求をお願いします。

〔返戻元（国保連）と再請求先（支払基金）が異なることになります。〕

移行期の返戻の取扱い	
医療機関等	審査機関
① 請求	
② レセプト 取下げ 依頼	② 連名簿 返戻
⑤ 再作成 再請求	④ レセプト 返却



② 保険単独レセプト本体に返戻がある場合（被用者保険）



支払基金から被用者保険の返戻が5月請求期日までにあり、その請求が福祉医療費の請求を伴っており、5月請求期日以降に再請求する場合は、

医療機関等は国保連へ請求している連名簿の取下げを依頼し、

福祉併用レセプトに作成しなおし、支払基金に再請求をお願いします。（連名簿の取下げがなされない場合、二重払いとなる可能性があり、後日、返還を求められます。）

〔連名簿不要、福祉併用レセプトで提出〕

移行期の返戻の取扱い	
医療機関等	審査機関
① 請求	
③ 連名簿 取下げ 依頼	② レセプト 返戻
⑤ 再作成 再請求	④ 連名簿 返却

(地187) (健Ⅱ198)

令和2年7月2日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会副会長

今 村 聡



新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ & A  
(第3版) について

今般、厚生労働省医政局医療経理室及び同省健康局結核感染症課の連名にて、都道府県衛生主管部（局）に対し、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ & A（第3版）について」の事務連絡が発出されました。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関して、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」（6月16日改訂）及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ & A（第2版）」については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の追加交付申請等について」（令和2年6月18日付け（地165・健Ⅱ183））に添付して貴会宛にご案内申し上げております。

本件は、新たにQ & Aの第3版が作成されたことについて周知を依頼するものです。第2版から追記等を行った部分には下線が付されておりますことにご留意頂きたく存じます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会管下関係機関等への周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

追って、令和2年6月30日付け（地182・健Ⅱ195）にて貴会宛にご案内した「新型コロナウイルス感染症に伴う医療機関への支援の支給見込額の試算ツールについて」に関して、6月30日に [prefmed@po.med.or.jp](mailto:prefmed@po.med.or.jp) にてお送りしたエクセルファイルについて、厚生労働省より一部誤りがあったとの連絡がありました。そのため、取り急ぎ7月2日に修正ファイルを再送しましたことを申し添えます。

(地 191) (健Ⅱ 203)

令和 2 年 7 月 6 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会副会長

今 村 聡



新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関する Q & A  
(第 4 版) について

今般、厚生労働省医政局医療経理室及び同省健康局結核感染症課の連名にて、都道府県衛生主管部（局）に対し、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関する Q & A（第 4 版）について」の事務連絡が発出されました。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関して、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」（6 月 1 6 日改訂）及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関する Q & A（第 2 版）」については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の追加交付申請等について」（令和 2 年 6 月 1 8 日付け（地 165・健Ⅱ 183））に添付して貴会宛にご案内申し上げます。また、Q & A（第 3 版）についても、令和 2 年 7 月 2 日付け（地 187・健Ⅱ 198）にて貴会宛にご案内申し上げます。

本件は、新たに Q & A の第 4 版が作成されたことについて周知を依頼するものです。第 3 版から追記等を行った部分には下線が付されておりますことにご留意頂きたく存じます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係機関等への周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

## ■ 慰労金、国保連で7月下旬からの申請受付で調整 医政局・佐々木課長

厚生労働省医政局の佐々木裕介総務課長は3日、日本医療法人協会の2020年度第1回経営講座で、20年度2次補正予算に盛り込まれた、新型コロナウイルス感染症に伴う医療機関支援策の運用などを解説した。同感染症の緊急包括支援交付金の1次補正分については今月から補助金が交付される見通しを示したほか、2次補正分では7月下旬以降に補助金申請を受け付けるスケジュールを示した。医療従事者等慰労金、医療機関・薬局等の感染防止等支援金などは、都道府県国保連がオンライン形式での申請を受け付ける方向で調整していることも報告した。

佐々木課長は「緊急包括支援交付金等は都道府県が事業主体になるが、医療機関の体制整備、厳しい経営環境への支援についてできるだけ迅速に進めるよう都道府県にもお願いしている」とした上で、「2次補正に対する都道府県からの申請に基づいて速やかに交付決定したい」と厚労省として迅速に対応する姿勢を示した。

特に、医療従事者等慰労金等は、都道府県国保連にオンラインで申請してもらう方向で調整中とし、7月下旬から受け付けを開始するためのシステム改修を進めていると説明した。医療機関側の申請様式案も示した上で、申請は医療機関単位で取りまとめることを想定し、8月下旬の交付を目指すとした。

### ●重点医療機関等、都道府県設置の協議会で審議

2次補正予算での医療機関支援の概要についても解説。重点医療機関・協力医療機関については、都道府県の指定を受けることが必要とし、指定は都道府県から書面で通知することや、重点医療機関の指定の方針については、都道府県が設置する協議会で審議した上で、その結果を厚労省に報告してもらうとした。指定を受けた場合は協議会に諮った上でG-MISに登録してもらうことなども説明した。

重点医療機関の管理者には、都道府県に対して日々の対象となる患者の受け入れ可能数と最大受け入れ可能数を示すことが求められることも指摘。都道府県調整本部から入院患者受け入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れる機能を持つことが必要とした。重点医療機関としての指定期間は、毎日G-MIS、HER-SYSへの病床数や患者の重症度等の入力なども求められるとした。

さらに厚労省は、6月26日付で新型コロナウイルス感染症に伴う医療機関への支援の支給見込み額の試算ツールを都道府県に事務連絡したことも紹介。医療機関には参考にしてもらいたいとした。

一方、新型コロナ疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関への支援や、地域医療の確保に必要な診療を継続する医療機関への支援については、「対象経費は、感染拡大防止対策に必ずしも限られるものではない。地域で求められる医療の診療体制の確保、通常診療の継続に必要な費用も対象になる」とし可能な限り有効活用してもらいたいと呼び掛けた。

# 【 目 次 】

別添

## 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ & A（第4版）

令和2年5月13日 第1版

令和2年6月16日 第2版

令和2年7月1日 第3版

令和2年7月3日 第4版

### ○共通事項

- 1 交付申請の提出物になりますが、令和2年4月30日付け事務連絡において、「事業実施計画と併せて申請」とありますが、交付要綱で定める様式第1号の提出は省略し、様式第2号の提出のみでよろしいでしょうか。  
また、手続にあたっては、都道府県が取り纏めの上、申請することになるのでしょうか、その際、市区町村等からの間接補助に係る申請を待たずに申請することは可能でしょうか。
- 2 各事業に交付上限額は設定されているのでしょうか。事業実施計画に位置付ければ、各都道府県の全体額の中で執行することは可能でしょうか。
- 3 本交付金を用いて、新型コロナウイルス感染患者に対応する医療機関に対する協力金や医療従事者等に対する特殊勤務手当（防疫作業手当等）について、都道府県が医療機関に補助した場合、補助対象となるのでしょうか。
- 4 厚生労働大臣が認める者は、どのような機関を想定しているのでしょうか。
- 5 「医師1人1時間当たり7,550円」単価算出根拠をご教示いただけないでしょうか。  
また、補助上限額を超える部分について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象とすることは可能でしょうか。
- 6 実施者が都道府県以外の者の場合は、都道府県が間接補助を行うという仕組みを想定されているという理解でよろしいでしょうか。  
その際、都道府県の1/2負担が発生し、予算措置の必要があるということでしょうか。
- 7 「交付の決定までに行われた事業であっても本交付金の実施要綱に沿った事業であれば補助対象となります」とありますが、所謂、内示前着工、交付決定前着工をしても差し支えないのでしょうか。
- 8 変更交付申請に係る記述がありますが、今後の感染状況によっては追加の財政措置があるということでしょうか。

- 9 設備整備について、リースの場合や工事費、光熱水費は補助対象となるのでしょうか。
- 10 交付金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要となるのでしょうか。
- 11 設備整備について、事業終了後、購入した設備を廃棄する経費は補助対象となるのでしょうか。
- 12 本交付金を用いた事業によって診療収入や医療従事者の派遣に対する謝金等の収入があった場合、総事業費から当該収入額を控除した額と補助基準額または対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に交付率を乗じた額が交付額となるのでしょうか。
- 13 感染症予防事業費等国庫負担（補助）金と重複する事業はどのように取り扱えばよいのでしょうか。

#### ○新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業

- 1 帰国者・接触者相談センターで外国人に多言語対応を行うため通訳者を雇用したり、資料を翻訳したりする経費も補助対象となるのでしょうか。

#### ○新型コロナウイルス感染症対策事業

- 1 軽症者等の療養体制の確保について、どのような経費が補助対象となるのでしょうか。
- 2 ホテルの借上げ費について、補助上限額はあるのでしょうか。
- 3 ホテルを1棟借り上げる場合も補助対象となるのでしょうか。
- 4 4月からホテルの借上げ等を行っていた場合、補正予算成立前の事業費も補助対象となるのでしょうか。
- 5 自宅療養における食事提供について、具体的にどのような場合に補助対象となるのでしょうか。
- 6 食事提供費の上限額はあるのでしょうか。
- 7 軽症者等の情報通信によるフォローアップに必要な経費のうち、診療に用いる情報通信機器等について、具体的にどのような経費が補助対象となるのでしょうか。
- 8 宿泊療養・自宅療養中の医療費の自己負担額は補助対象となるのでしょうか。
- 9 軽症者等の健康管理を行う医師、看護師等の謝金に補助上限額はあるのでしょうか。

- 10 宿泊療養に当たって、軽症者等の健康管理を行う医師、看護師等が夜間に常駐する場合、当該医師、看護師等の宿泊費はホテル借上げ費に含まれるのでしょうか。
- 11 パルスオキシメーターは補助対象となるのでしょうか。
- 12 病床確保の対象となるのはどのような期間でしょうか。
- 13 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために病床を見直し、使用中とした病床も病床確保の対象となるのでしょうか。
- 14 消毒についてはどのような場合に補助対象となるのでしょうか。
- 15 医療従事者の宿泊施設確保について、アパートやウィークリーマンションなど賃貸物件も含まれると考えてよいのでしょうか。
- 16 医療従事者の宿泊施設確保の対象は「医療機関があらかじめ契約等により指定する宿泊施設」となっていますが、医療機関ではなく都道府県等が宿泊施設を確保する場合は補助対象とならないのでしょうか。
- 17 病床確保や軽症者等の療養体制確保について都道府県が関係者と調整するための経費は補助対象となるのでしょうか。
- 18 病床確保について、「都道府県等が厚生労働省に協議した病床に限る」とされていますが、どのように協議するのでしょうか。
- 19 感染症病床は本事業の病床確保の対象となるのでしょうか。
- 20 宿泊療養施設の円滑な確保のため、地域の宿泊団体や宿泊施設関係者と協定を締結するに当たって、関係者で協議を行う場合、当該協議に係る経費は補助対象となるのでしょうか。 (第4版)
- 21 宿泊療養において、受入れ宿泊施設にすでに宿泊・予約中の一般客がおり、別の宿泊施設へ移動していただく場合、宿泊料金の差額は補助対象となるのでしょうか。 (第4版)
- 22 重点医療機関及び協力医療機関以外の一般医療機関や精神科病院において、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるための病床確保の補助はどのような額になるのでしょうか。精神病床や療養病床ではどのようになりますか。 (第4版)

#### ○新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

- 1 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金の対象設備について、すでに同補助金で内示を受けている場合の取扱いはどうなるのでしょうか。
- 2 簡易病室としてプレハブを設置する場合、病室機能として必要なエアコンや医療機器等も補助対象になるのでしょうか。
- 3 移動式の検査車両は簡易病室に含まれるのでしょうか。

- 4 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関で必要な个人防护具を都道府県でまとめて購入し各医療機関へ配布することは可能でしょうか。
- 5 国からの配布など交付金以外の方法で整備した个人防护具の保管費用を交付金から支出することはできますか。

○帰国者・接触者外来等設備整備事業

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業のQ & A を参照

○感染症検査機関等設備整備事業

- 1 検査装置に付帯する備品は補助対象になるのでしょうか。
- 2 実施要綱3（5）オで「事前に厚生労働省と調整すること」とありますが、具体的に何をどのように調整するのでしょうか。
- 3 民間検査機関に対して補助する際の留意点は何でしょうか。

○感染症対策専門家派遣等事業

- 1 事業実施に当たって、厚生労働省が派遣する専門家等と調整・連携する場合、どちらに連絡すればよいのでしょうか。

○DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業

- 1 DMAT・DPATに限らず、医師会等の医療チームも対象となるのでしょうか。  
また、1人をチームとした派遣も対象となるのでしょうか。
- 2 医療チームの派遣先は、クラスターが発生した福祉施設などへの派遣も対象となるのでしょうか。
- 3 医療チームの派遣にあたって特殊勤務手当は対象経費となるのでしょうか。
- 4 看護師のみで構成されるチームを派遣する場合は、対象となるのでしょうか。

○医療搬送体制等確保事業

- 1 新型コロナウイルス感染症患者の入院治療にあたって、用いることが出来る患者搬送制度についてご教示いただけないでしょうか。



○新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業

- 1 都道府県の定める計画とはどのようなものを指しているのでしょうか。また、本計画については厚生労働省への事前、事後の協議等は必要でしょうか。

○新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関に対する継続・再開支援事業

- 1 「新型コロナウイルス感染により休業・診療縮小」とありますが、新型コロナウイルス感染とは患者が発生した医療機関に限られるのでしょうか。患者が発生していない医療機関であっても、休業等を余儀なくされた医療機関も補助対象と考えて差し支えないのでしょうか。

○医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

- 1 実施要綱のウにおいて「多言語の看板や電子掲示板等」とありますが、例えばどのような設備が交付対象となるのでしょうか。
- 2 実施要綱のエ（イ）②において「入院を要する救急患者に対応可能な次の医療機関」とありますが、一般の救急患者の受入れ実績を必要とするのでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業

- 1 院内感染により実質的に専用病棟となっている医療機関について、重点医療機関とみなしてよいでしょうか。
- 2 感染症指定医療機関が重点医療機関に指定された場合、感染症病床は本事業の病床確保の対象となるのでしょうか。
- 3 「準備病床」は病床確保の補助の対象となりますか。 (第4版)
- 4 重点医療機関と協力医療機関について、それぞれの要件を満たす場合、同時に指定することは可能でしょうか。 (第4版)

○新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

← (第3版による追加)

- 1 慰労金の額はどのようになりますか。医療機関の中で独自に対象者や額を変更されることがあるのでしょうか。
- 2 「患者と接する」はどこまで含まれるのでしょうか。
- 3 「患者と接する医療従事者や職員」にある「患者」とは、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に限定されるのでしょうか。

- 4 対象となる「医療従事者や職員」には、医師、看護師等医療専門職以外も含まれるのでしょうか。また、正社員、非常勤、嘱託、パート、アルバイト、派遣労働者等、雇用形態等により限定されるのでしょうか。委託業者の職員についても対象となりますか。  
併せて、公立の医療機関等の公務員も対象となりますか。
- 5 委託業者の職員はどのようなものが対象となるのでしょうか。給食、院内清掃、寝具類洗濯、院内保育施設、機器保守点検業務などは対象となるのでしょうか。
- 6 医療機関等内のコンビニエンスストアやレストラン、銀行、敷地内薬局などいわゆる賃貸借契約による場所貸しとして営業する事業者で働く場合は対象となるのでしょうか。
- 7 「10日以上勤務」の1日の数え方はどのようになるのでしょうか。また、複数の医療機関で勤務する場合は通算してよいのでしょうか。
- 8 PCR検査センター（地域外来・検査センター）や帰国者・接触者外来に応援に行った医療従事者や職員への給付額はどのようになるのでしょうか。
- 9 都道府県等から役割を設定された医療機関について、実際に本院が新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合は、本院だけではなく、遠く離れた分院等も含めた当該医療法人全体の職員が20万円の対象となるのでしょうか。
- 10 帰国者・接触者外来設置医療機関における、勤務日数の対象期間の始期は、都道府県から役割を設定された日又は当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日若しくは受入日のいずれになるのでしょうか。
- 11 対象となる「診療所」に歯科診療所は含まれるのでしょうか。
- 12 薬局での勤務は対象となるのでしょうか。
- 13 医療機関等で勤務している職員の申請はどのようにすればよいでしょうか。また、居住地と医療機関等が別の都道府県にある場合はどちらに申請すればよいでしょうか。
- 14 派遣労働者や委託業務に従事する職員の申請はどのようにすればよいでしょうか。
- 15 複数の医療機関等に勤務し、いずれでも要件を満たす場合はどのように申請すればよいでしょうか。
- 16 医療機関等はどちらに申請すればよいでしょうか。
- 17 医療機関等を既に退職している場合、どのように申請すればよいでしょうか。

18 慰労金は課税所得となるのでしょうか。また、慰労金は差押えがされるのでしょうか。

○ 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児 ← (第3版による追加)  
医療体制確保事業

- 1 支援金支給事業について、どのような経費が補助対象となるのでしょうか。
- 2 支援金支給事業について、いつからいつまでの経費が対象となるのでしょうか。
- 3 どのような施設が補助の対象となるのでしょうか。また、実施要綱において「感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診察できるよう」との記載がありますが、感染症指定医療機関については本事業の対象外となるのでしょうか。
- 4 精神科救急医療機関も補助の対象になるのでしょうか。
- 5 支援金支給事業について、一つの医療機関が、救急医療も周産期医療も小児医療も行っている場合、3倍の支援金がもらえるのでしょうか。
- 6 新型コロナ疑い患者を診療する医療機関として都道府県に登録された場合、その旨が公表されるのでしょうか。
- 7 支援金支給事業について、100床ごとに上限額が加算されるが、加算される病床数に上限はあるのでしょうか。また、病床は救急・周産期・小児医療に係る病床数に限られるのでしょうか。
- 8 支援金支給事業について、病床数には一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか。またいつ時点の病床数になるのでしょうか。

○ 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業 ← (第3版による追加)

- 1 どのような経費が対象となるのでしょうか。
- 2 いつからいつまでの費用が対象となるのでしょうか。
- 3 対象期間中であれば、複数回の申請が可能でしょうか。
- 4 どのような施設が補助の対象となるのでしょうか。
- 5 新型コロナ患者の受入れ対応等をしていなくても対象となるのでしょうか。
- 6 病院の場合、病床数ごとに上限額が加算されるが、加算される病床数に上限はあるのでしょうか。
- 7 病床数には一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか。またいつ時点の病床数になるのでしょうか。
- 8 医療機関等はどちらに申請すればよいのでしょうか。

- 9 医療機関・薬局等における感染拡大防止等を支援するための補助金を支出する事務について、都道府県が国保連合会に委託することは、地方自治法施行令第165条の3第1項により、認められるのでしょうか。

## < 具 体 的 内 容 >

(第3版による追加)

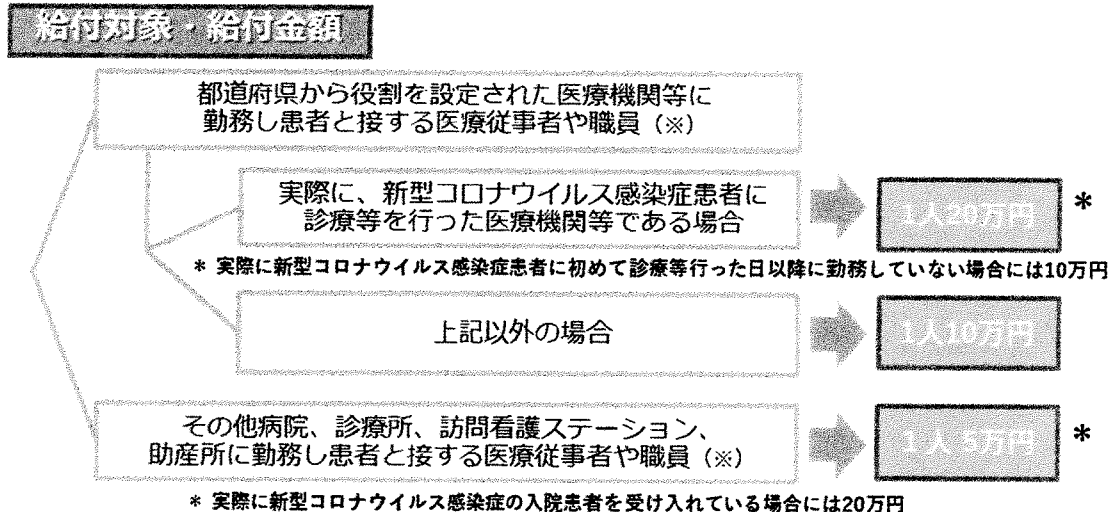
### ○新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業



**1 慰労金の額はどのようになりますか。医療機関の中で独自に対象者や額を変更されることがあるのでしょうか。**

(答)

○ 給付額は以下の図のとおりとなります。対象者および給付額の考え方を医療機関で変えることはできません。



※ 対象期間（当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日（新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。）のいずれか早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16）から6/30までの間）に10日以上勤務した者が対象となります。

※ 一日当たりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。

※ 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算します。



**2 「患者と接する」はどこまで含まれるのでしょうか。**

(答)

○ 慰労金の趣旨に照らし、患者と接する業務に従事する医療従事者や職員を慰労金の対象としています。

○ 例えば、病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。また、診療には直接携わらないものの、医療機関内の様々な部門で患者に何らかの応対を行う職員等は医療機関における勤務実態等に応じて該当するものと考えられます。一方、対象期間中はテレワークのみによる勤務であったり、医療を提供する施設とは区分された当該法人の本部等での勤務のみであったなどの場合は該当しないと考えられます。

○ なお、まず各医療機関等において勤務内容によって判断いただき、都道府県に申請いただくことになります。



3 「患者と接する医療従事者や職員」にある「患者」とは、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に限定されるのでしょうか。

（答）

○ 新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に限られません。他の疾病による患者も含まれます。



4 対象となる「医療従事者や職員」には、医師、看護師等医療専門職以外も含まれるのでしょうか。また、正社員、非常勤、嘱託、パート、アルバイト、派遣労働者等、雇用形態等により限定されるのでしょうか。委託業者の職員についても対象となりますか。

併せて、公立の医療機関等の公務員も対象となりますか。

（答）

○ 資格や職種による限定はありません。また、雇用形態等による限定はありません。委託業者の職員であっても医療機関等における勤務内容によって対象となります。公立の医療機関等の公務員も対象となります。



5 委託業者の職員はどのようなものが対象となるのでしょうか。給食、院内清掃、寝具類洗濯、院内保育施設、機器保守点検業務などは対象となるのでしょうか。

（答）

○ 委託業者の職員については、①患者との接触を伴い、かつ、②継続して提供が必要な業務である場合に対象となり、医療機関等における勤務内容によって判断いただきます。

○ なお、一般的には、例えば、医療機関等内での受付や会計などの医療事務、院内清掃、患者搬送、患者等給食といった業務は対象となる場合が多いと考えられます。一方、医療廃棄物処理、寝具類洗濯、設備や機器の保守点検などは一般的に対象となりにくいと考えられますが、各医療機関等における委託業務の内容によって患者と接する場合もあることから、各医療機関等の実態に応じて判断いただくことになります。



6 医療機関等内のコンビニエンスストアやレストラン、銀行、敷地内薬局などいわゆる賃貸借契約による場所貸しとして営業する事業者で働く場合は対象となるのでしょうか。

（答）

○ 対象外となります。

7 「10 日以上勤務」の1日の数え方はどのようになるのでしょうか。また、複数の医療機関等で勤務する場合は通算してよいのでしょうか。

(答)

○ 1日当たりの勤務時間数は問わずに、勤務日数を数えてください。なお、当直勤務などで日をまたぐ場合は2日と数えてください。また、複数の医療機関等で勤務されている場合は、勤務日数を通算して構いません。



8 PCR検査センター（地域外来・検査センター）や帰国者・接触者外来に応援に行った医療従事者や職員への給付額はどのようになるのでしょうか。

(答)

○ 患者と接する業務に通算して10日以上勤務している医療従事者や職員であって、PCR検査センターや帰国者・接触者外来（PCR検査センター及び帰国者・接触者外来が実際に新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に診療等を行った医療機関等である場合）に応援に行き患者と接する業務に従事している場合、慰労金の額は20万円となります。

9 都道府県等から役割を設定された医療機関について、実際に本院が新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合は、本院だけではなく、遠く離れた分院等も含めた当該医療法人全体の職員が20万円の対象となるのでしょうか。

(答)

○ 医療機関単位での判断となります。具体的には、保険医療機関コードが違う場合は別の医療機関として扱います。

10 帰国者・接触者外来設置医療機関における、勤務日数の対象期間の始期は、都道府県から役割を設定された日又は当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日若しくは受入日のいずれになるのでしょうか。

(答)

○ 帰国者・接触者外来の役割を都道府県から設定された日又は当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日若しくは受入日（新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む）のいずれか早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4月16日）が始期となります。

11 対象となる「診療所」に歯科診療所は含まれるのでしょうか。

(答)

○ 歯科診療所は対象となります。ただし、保険医療機関に限ります。

12 薬局での勤務は対象となるのでしょうか。

(答)

○ 薬局については、調剤など医療に不可欠な役割を担うものですが、薬局ではクラスターが発生していないなど、クラスター発生のおそれは相対的に低く、患者に直接処置や治療を行う医療機関の医療従事者等とは性質が異なると考えられることから、慰労金の対象とされていません。

○ なお、医療機関に勤務し患者と接する薬剤師や、宿泊療養等をする軽症者等を訪問で支援する薬剤師は、他の職種と同様に対象となり得ます。



13 医療機関等で勤務している職員の申請はどのようにすればよいでしょうか。また、居住地と医療機関等が別の都道府県にある場合はどちらに申請すればよいでしょうか。

(答)

○ 勤務する医療機関等を通じて、医療機関等が所在する都道府県が定める申請窓口に申請を行っていただきます。

○ また、医療機関等においては、医療機関等に勤務する職員の申請をとりまとめいただきます。この際、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めていただきます。その上で、各都道府県が指定する申請先に提出いただく必要があります（オンラインにより申請いただくための準備をしているところです）。

※ 詳細は勤務する医療機関等の所在する都道府県の申請案内をご確認ください（7月1日現在準備中です）。



14 派遣労働者や委託業務に従事する職員の申請はどのようにすればよいでしょうか。

(答)

○ 派遣・委託業者の職員については、医療機関等において、①患者との接触を伴い、かつ、②継続して提供が必要な業務を特定していただき、派遣会社・受託会社と相談して、当該業務に10日以上勤務している職員の一覧を提出してもらうなどにより、医療機関等からまとめて申請することを想定しています。

※ 詳細は勤務されている医療機関等の所在する都道府県の申請案内をご確認



ください。(7月1日現在準備中です)。



15 複数の医療機関等に勤務し、いずれでも要件を満たす場合はどのように申請すればよいでしょうか。

(答)

- 今回の慰労金は、主として勤務する医療機関等で申請いただくことを基本としています。2か所以上の医療機関等に勤務し、いずれの医療機関等でも10日以上勤務するなどの要件を満たす場合には、いずれの医療機関等で申請を行っていただいても構いません。
- なお、慰労金は、令和2年度二次補正予算を財源として行うものとして、介護サービス事業所等や障害福祉サービス事業所等に従事される職員を対象とする慰労金を含め、お一人一回限りの給付となりますので、複数の医療機関等を通じた申請は辞退いただく必要があります。仮に、二重に給付を受けた場合には、不当利得として返還していただくことになります。



16 医療機関等はどちらに申請すればよいでしょうか。

(答)

- 標準的な申請事務としては、医療機関等からの申請受付は各都道府県の国民健康保険団体連合会（都道府県の事務委託）で行うことを想定しています。
- 原則としてオンラインにより申請いただくこととしていますが、申請方法の詳細は7月1日現在調整中です。
- ※ 医療機関等への慰労金の支払いについても、国民健康保険団体連合会（都道府県の事務委託）で行うことを想定しています。

17 医療機関等を既に退職している場合、どのように申請すればよいでしょうか。

(答)

- 原則として、勤務されていた医療機関等を通じて申請してください。勤務していた医療機関等を通じた申請が難しい場合は、勤務されていた医療機関等の勤務証明など必要な書類を揃えた上で個人申請いただくことになります。
- ※ 詳しくは勤務されていた医療機関の存在する都道府県の申請案内をご確認ください。(7月1日現在準備中です)。

18 慰労金は課税所得となるのでしょうか。また、慰労金は差押えがされるの

でしょうか。

(答)

- 慰労金は非課税所得となります。
- 「令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律」により、慰労金は差押えが禁じられています。

○新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

1 支援金支給事業について、どのような経費が補助対象となるのでしょうか。

(答)

○ 「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象です。

○ 感染拡大防止対策に要する費用に限らず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。

※ 例：清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等

2 支援金支給事業について、いつからいつまでの経費が対象となるのでしょうか。

(答)

○ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象となります。

○ 申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することも可能としています。概算で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

3 どのような施設が補助の対象となるのでしょうか。また、実施要綱において「感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診察できるよう」との記載がありますが、感染症指定医療機関については本事業の対象外となるのでしょうか。

(答)

○ 新型コロナ疑い患者を診療する医療機関として都道府県に登録された、救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等を対象としています。

※「等」は、小児医療機関については、都道府県によって、医療計画で「小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院」として医療機関を記載していない場合もあるため、医療計画に「小児中核病院、小児地域

医療センター、小児地域支援病院」に相当するものとして記載がある医療機関を想定しています。

- また、感染症指定医療機関であっても上記の要件を満たすのであれば対象となります。

**4 精神科救急医療機関も補助の対象になるのでしょうか。**

(答)

- 精神科救急も救急医療機関に含まれるので、新型コロナ疑い患者を診療する医療機関として都道府県に登録された、精神科救急医療機関であれば、対象となります。

**5 支援金支給事業について、一つの医療機関が、救急医療も周産期医療も小児医療も行っている場合、3倍の支援金がもらえるのでしょうか。**

(答)

- 医療機関単位で支援を行うものであり、救急医療も周産期医療も小児医療も行っている場合であっても、支援金は3倍になりません。

**6 新型コロナ疑い患者を診療する医療機関として都道府県に登録された場合、その旨が公表されるのでしょうか。**

(答)

- 新型コロナ疑い患者を診療する医療機関として都道府県に登録した後、都道府県において、患者の受入先を調整する組織・部門や消防機関と情報を共有することとしていますが、一律に公表することは求めています。

**7 支援金支給事業について、100床ごとに上限額が加算されるが、加算される病床数に上限はあるのでしょうか。また、病床数は救急・周産期・小児医療に係る病床に限られるのでしょうか。**

(答)

- 病床数の上限はありません。  
○ また、病床数は救急・周産期・小児医療に係る病床に限らず、当該医療機関全体の許可病床が対象になります。

**8 支援金支給事業について、病床数には一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか。また、いつ時点の病床数になるのでしょうか。**

(答)

- 一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合

計となります。

- なお、原則として令和2年4月1日時点の許可病床数となりますが、増床や新規開院をしている場合は「申請を行う日」の許可病床数を用いてください。

○医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

1 どのような経費が対象となるのでしょうか。

(答)

○ 「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象です。

○ 感染拡大防止対策に要する費用に限らず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。

※ 例：清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等

2 いつからいつまでの費用が対象となるのでしょうか。

(答)

○ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象となります。

○ 申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することも可能としています。概算で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

3 対象期間中であれば、複数回の申請が可能でしょうか。

(答)

○ 申請は各施設で1回のみです。

4 どのような施設が補助の対象となるのでしょうか。

(答)

○ 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組※を行う病院（医科、歯科）、有床診療所（医科、歯科）、無床診療所（医科、歯科）、薬局、訪問看護ステーション、助産所が対象となります。

○ ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備

② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を

周知

- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④ 感染防止のための个人防护具等の確保
- ⑤ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

5 新型コロナ患者の受入れ対応等をしていなくても対象となるのでしょうか。

（答）

- 対象となります。新型コロナ患者の受入れは要件となっておりません。

6 病院の場合、病床数ごとに上限額が加算されるが、加算される病床数に上限はあるのでしょうか。

（答）

- 病床数の上限はありません。

7 病床数には一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか。またいつ時点の病床数になるのでしょうか。

（答）

- 一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計となります。
- なお、原則として令和2年4月1日時点の許可病床数となりますが、増床や新規開院をしている場合は「申請を行う日」の許可病床数を用いてください。

8 医療機関等はどちらに申請すればよいのでしょうか。

（答）

- 標準的な申請事務としては、医療機関等からの申請受付は各都道府県の国民健康保険団体連合会（都道府県の事務委託）で行うことを想定しています。
- 原則としてオンラインにより申請いただくこととしていますが、申請方法の詳細は7月1日現在調整中です。
- ※ 医療機関等への支払いについても、国民健康保険団体連合会（都道府県の事務委託）で行うことを想定しています。

9 医療機関・薬局等における感染拡大防止等を支援するための補助金を支出する事務について、都道府県が国保連合会に委託することは、地方自治法施行令第165条の3第1項により、認められるのでしょうか。

(答)

- 地方自治法施行令第165条の3第1項により、普通地方公共団体は、同令第161条第1項第1号から第15号までに掲げる経費等について、支出の事務を委託することができることとされています。
- 医療機関・薬局等において緊急の対応が求められている新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対策や診療体制の確保等を支援するための補助金の支出については、新型コロナウイルス感染症の感染が続いている中で、新型コロナウイルス感染症の患者やその他の患者に対して、感染拡大を防止しながら適切な医療を提供する体制を緊急に確保しなければならない医療機関・薬局等に対して、即時支払により迅速に交付しなければ補助金の交付の目的を達成することができないものであることから、同項第12号の経費として、都道府県が支出の事務を国保連合会に委託することが可能です。
- なお、この内容については、総務省自治行政局行政課と協議済みであることを申し添えます。



(第4版による追加)

20 宿泊療養施設の円滑な確保のため、宿泊客・予約客の振替について地域の宿泊団体や宿泊施設関係者と協定を締結するに当たって、関係者で協議を行う場合、当該協議に係る経費は補助対象となるのでしょうか。

(答)

- 宿泊療養施設の関係者（都道府県、宿泊団体、宿泊施設等）で協議を行う際の協議会開催経費（会議費、印刷製本費、使用料及び賃借料等）は補助対象となります。
- また、協定の内容を宿泊客・予約客へ周知するための経費や、宿泊団体等が振替を実施する際の事務経費についても、補助対象として差し支えありません。

21 宿泊療養において、受入れ宿泊施設にすでに宿泊・予約中の一般客がおり、別の宿泊施設へ移動していただく場合、宿泊料金の差額は補助対象となるのでしょうか。

(答)

- 受入れ宿泊施設から別の宿泊施設に移動していただく場合、宿泊料金の差額については補助対象となります。その際、施設を移動して頂いたことに鑑み、宿泊施設借上げ費の室料の上限額の範囲内で、部屋のグレードの変更等を行うことは可能です。
- また、受入れ宿泊施設への当該差額支払いに係る口座手数料や、受入れ宿泊施設から振替先の宿泊施設に移動する際の交通費についても、補助対象として差し支えありません。

22 重点医療機関及び協力医療機関以外の一般医療機関や精神科病院において、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるための病床確保の補助はどのような額になるのでしょうか。精神病床や療養病床ではどのようになりますか。

(答)

- 二次補正予算において、4月1日に遡及して、中等症患者を受け入れる病床の補助上限について1床当たり41,000円/日に引き上げるとともに（従前16,000円/日）、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために休床とした病床も対象としました。
- これにより、以下の病床確保料となります。精神病床も同じ取扱いになります。  
〔上限額〕
  - ・ ICU内の病床を確保する場合 1床当たり97,000円/日

- ・ 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合      1床当たり 41,000 円／日
  - ・ 上記以外の場合      1床当たり 16,000 円／日
- 休止病床については、当該病床を休止する前の区分により病床確保料を適用します。
- なお、療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合には、一般病床に病床種別を変更し、受入れを行ってください。療養病床を休止病床とする場合の病床確保料の上限額は1床当たり 16,000 円／日となります。

4 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関で必要な個人防護具を都道府県でまとめて購入し各医療機関へ配布することは可能でしょうか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関で整備する個人防護具を都道府県でまとめて購入する場合も補助対象となります。
- その際、各医療機関への配送費用は備品購入費に含まれると考えます。
- なお、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関での整備が予定されていない個人防護具を備蓄目的で都道府県が購入する場合は、補助対象外となります。

5 国からの配布など交付金以外の方法で整備した個人防護具の保管費用を交付金から支出することはできますか。

(答)

- 本事業の目的は、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関が適切な医療を提供できるよう、必要な個人防護具等をあらかじめ整備することです。
- 都道府県としては、本交付金だけではなく他の方法によって整備するものも含めて、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関への配布の体制整備を行う場合があります。
- これら都道府県が整備した個人防護具について、必要な時に新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関へ迅速に配布するために、一時的に保管する場所を確保する費用については、事業の目的の達成に必要なものであるため、補助対象となります。
- なお、帰国者・接触者外来等設備整備事業においても、同様の考え方となります。

○新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業

1 院内感染により実質的に専用病棟となっている医療機関について、重点医療機関とみなしてよいでしょうか。

(答)

- 院内感染の発生により、病棟全体や病院全体が実質的に重点医療機関の要件を満たすような医療機関については、都道府県が厚生労働省と協議して重点医療機関と認めた場合は、都道府県が認めた期日に遡及して、都道府県が認めた期間に限り指定されたものとみなして、重点医療機関の空床確保の補助の対象として差し支えありません。

2 感染症指定医療機関が重点医療機関に指定された場合、感染症病床は本事業の病床確保の対象となるのでしょうか。

(答)

- 感染症指定医療機関が重点医療機関として指定された場合、感染症病床も本事業の病床確保の対象となります。
- なお、本事業により新型コロナウイルス感染症に係る病床確保を行っている期間は、医療施設運営費等補助金の対象とはなりませんのでご注意ください。医療施設運営費等補助金の交付申請に当たっては、本事業の対象とした期間は差し引くこととなります。

3 「準備病床」は病床確保の補助の対象となりますか。

(答)

- 「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」(令和2年6月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)による「準備病床」について、次のフェーズへの移行に向けて都道府県の要請により「即応病床」への転換を始めた場合、その準備のための空床に係る期間については、病床確保の補助の対象となります。

4 重点医療機関と協力医療機関について、それぞれの要件を満たす場合、同時に指定することは可能でしょうか。

(答)

- 重点医療機関の要件を満たし、かつ、協力医療機関の要件も満たす場合、当該医療機関に対して両方の指定をすることは差し支えありません。
- なお、一つの病床について、重点医療機関と協力医療機関を重複して補助対象とすることはできません。

各 市 町 長  
一般社団法人滋賀県医師会 会長  
一般社団法人滋賀県病院協会 会長  
一般社団法人滋賀県歯科医師会 会長  
一般社団法人滋賀県薬剤師会 会長  
公益社団法人滋賀県看護協会 会長

様

滋賀県健康医療福祉部長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施について

平素より本県の感染症対策にご協力をいただき誠にありがとうございます。

今般、厚生労働省より別添のとおり「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の交付」等について通知がありましたのでお知らせするとともに、関係機関等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 本県の対応について

標記事業は 19 事業で構成されており、各事業について本県の対応は別添 1 のとおりです。

県補助事業で補助要綱未策定のものについては、策定次第お知らせします。

また、県補助要綱を策定し、交付申請書や事業計画の提出まで終えている事業については、内容確認等ができ次第、連絡させていただきます。

② 慰労金および感染拡大防止等支援について

「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」および「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の実施につきましては、現在、厚生労働省において調整されおり、詳細が決まりましたら、関係機関へ改めて連絡します。

滋賀県健康医療福祉部医療政策課  
感染症対策室 高木、小寺  
T E L 077-528-3578 F A X 077-528-4866

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業と滋賀県の対応

区分 番号	実施要綱で定める事業内容	実施者	県対応	県予算措置 状況	県補助要綱
1	新型コロナウイルス感染症に関する相談 窓口設置事業	都道府県、政令市(地域保健法第5条の政令で定める市を いう。以下同じ。)及び特別区	直執行 補助	一部 措置済み	中核市を対象とした補助 事業のみ策定予定
2	新型コロナウイルス感染症対策事業	都道府県、政令市、特別区及びその他厚生 労働大臣が認める者	直執行 補助	措置済み	一部策定(新型コロナウイ ルス感染症 医療従事者 勤務環境改善支援事業費 補助金交付要綱)
3	新型コロナウイルス感染症患者等入院医 療機関設備整備事業	都道府県及び新型コロナウイルス感染症 患者等入院医療機関	補助	措置済み	滋賀県感染症外来協力医 療機関等設備整備事業費 補助金(一部改正中)
4	帰国者・接触者外来等設備整備事業	都道府県及び帰国者・接触者外来等	補助	措置済み	滋賀県感染症外来協力医 療機関等設備整備事業費 補助金(一部改正中)
5	感染症検査機関等設備整備事業	都道府県、政令市、特別区及び新型コロナウイルス感染 症の検査を実施する機関(都道府県等を除く)	直執行 補助	6月議会对 応	策定予定
6	感染症対策専門家派遣等事業	都道府県、政令市及び特別区	なし	-	-
7	新型コロナウイルス重症患者を診療する 医療従事者派遣体制の確保事業	都道府県、市区町村及びその他厚生労働 大臣が認める者	なし	-	-
8	DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	都道府県、市区町村及びその他厚生労働 大臣が認める者	直執行	措置済み	-
9	新型コロナウイルスに感染した医師等に かわり診療等を行う医師等派遣体制の確 保事業	都道府県、市区町村及びその他厚生労働 大臣が認める者	なし	-	-
10	医療搬送体制等確保事業	都道府県	直執行	措置済み	-
11	ヘリコプター患者搬送体制整備事業	都道府県	なし	-	-
12	新型コロナウイルス感染症の影響に対応 した医療機関の地域医療支援体制構築 事業	都道府県、市区町村及びその他厚生労働 大臣が認める者	なし	-	-
13	新型コロナウイルス感染症により休業等 となった医療機関等に対する継続・再開 支援事業	都道府県、市区町村及び厚生労働大臣が 認める者	補助	6月議会对 応	策定予定
14	医療機関における新型コロナウイルス感 染症の外国人患者受入れのための設備 整備事業	都道府県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な 医療機関であって、かつ、新型コロナウイルス感染症患者 の受け入れを行う医療機関として厚生労働大臣が認める 者	補助	6月議会对 応	策定予定
15	新型コロナウイルス感染症重点医療機関 体制整備事業	都道府県及び重点医療機関	補助	6月議会对 応	策定予定
16	新型コロナウイルス感染症重点医療機関 等設備整備事業	都道府県、重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症 患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機 関	補助	6月議会对 応	策定予定
17	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰 労金交付事業	都道府県	直執行	6月議会对 応	-
18	新型コロナウイルス感染症を疑う患者受 入れのための救急・周産期・小児医療体 制確保事業	都道府県、市区町村及び疑い患者を診療する医療機関と して都道府県に登録された救急医療・周産期医療・小児 医療のいずれかを担う医療機関	補助	6月議会对 応	策定予定
19	医療機関・薬局等における感染拡大防止 等支援事業	都道府県、市区町村並びに新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止等を行う医療機関、薬局、訪問看護ステ ーション及び助産所	補助	6月議会对 応	策定予定

(参考)

事務連絡  
令和2年6月16日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室  
厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の  
実施に当たっての取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」  
（令和2年6月16日医政発第1号・健発第5号・薬生発第2号厚生労働省医  
政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長連名通知）により、新型コロナウイルス  
感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（以下「実施要綱」という。）  
の改正について通知したところですが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支  
援交付金が全額国費により措置（交付率10/10）されること等に鑑み、新型コ  
ロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の補助の対象となる上限額等  
の取扱いを下記のとおりまとめましたので、御了知の上、適切に事業を実施し  
ていただくようお願いいたします。

#### 記

#### ○新型コロナウイルス感染症対策事業

##### 【上限額】

##### 病床確保料

- ・ICU内の病床を確保する場合 1床当たり 97,000 円／日
- ・重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが  
可能な病床を確保する場合 1床当たり 41,000 円／日
- ・上記以外の場合 1床当たり 16,000 円／日

※新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して新型コロナウ  
イルス感染症疑い患者を受け入れる医療機関の取扱いについては別に定

以下、省略

める。

宿泊施設借上げ費の室料 1室当たり 13,100 円／日

食費 1食当たり 1,500 円（飲料代及び配送費は除く）

1日当たり 4,500 円（飲料代及び配送費は除く）

【対象外経費】

軽症者等に対して電話等情報通信機器による診療等を行うためのソフトウェアの導入・使用に係る費用は対象経費から除く。

○新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

【上限額】

- ・初度設備費  
1床当たり 133,000 円
- ・人工呼吸器及び付帯する備品  
1台当たり 5,000,000 円
- ・个人防护具  
1人当たり 3,600 円
- ・簡易陰圧装置  
1床当たり 4,320,000 円
- ・簡易ベッド  
1台当たり 51,400 円
- ・体外式膜型人工肺及び付帯する備品  
1台当たり 21,000,000 円
- ・簡易病室及び付帯する備品  
実費相当額

※簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療を提供する病室をいう。

○帰国者・接触者外来等設備整備事業

【上限額】

- ・HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）  
1施設当たり 905,000 円
- ・HEPA フィルター付パーテーション  
1台当たり 205,000 円
- ・个人防护具  
1人当たり 3,600 円



・簡易ベッド

1 台当たり 51,400 円

・簡易診療室及び付帯する備品

実費相当額

※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

○新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業

【上限額】

- ・医師 1 人 1 時間当たり 7,550 円
- ・医師以外の医療従事者 1 人 1 時間当たり 2,760 円

○ODMAT・DPAT 等医療チーム派遣事業

【上限額】

(医療チーム派遣経費)

- ・医師 1 人 1 時間当たり 7,550 円
- ・医師以外の医療従事者 1 人 1 時間当たり 2,760 円
- ・業務調整員 1 人 1 時間当たり 1,560 円

(医療チーム活動費)

実費相当額

※医療チーム活動費とは、個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品の購入など、医療チームが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。

○新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業

【上限額】

- ・医師 1 人 1 時間当たり 7,550 円
- ・薬剤師 1 人 1 時間当たり 2,760 円

○医療搬送体制等確保事業

【上限額】

(患者搬送コーディネーター経費、患者搬送同乗者経費)

- ・医師 1 人 1 時間当たり 7,550 円
- ・医師以外の医療従事者 1 人 1 時間当たり 2,760 円

(患者搬送費)

実費相当額

○ヘリコプター患者搬送体制整備事業

【上限額】

- ・ 隔離搬送用バッグ購入費 ヘリコプター1台当たり 300,000 円
- ・ 上記に係る交換用消耗品 1搬送当たり 116,000 円

○新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業

【上限額】

- ・ 医師 1人1時間当たり 2,265 円
- ・ 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 562 円

○新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業

【上限額】

- ・ HEPA フィルター付空気清浄機 購入額の1/2（事業者負担が1/2）  
※購入額の上限は1台当たり 905,000 円  
※1施設当たりの上限は2台  
（但し薬局については1台）
- ・ 消毒費用等 総事業費の1/2（事業者負担が1/2）  
※総事業費の上限は1施設当たり 600,000 円

○医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

【上限額】

- ・ 1施設当たり 1,083,000 円とし、入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合は、1か所に限り 429,000 円を加算する。

○新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業  
上限額等については別に定める。

○新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

【上限額】

- ・超音波画像診断装置  
1台あたり 11,000,000 円
- ・血液浄化装置  
1台あたり 6,600,000 円
- ・気管支鏡  
1台あたり 5,500,000 円
- ・CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む）  
1台あたり 66,000,000 円
- ・生体情報モニタ  
1台あたり 1,100,000 円
- ・分娩監視装置  
1台あたり 2,200,000 円
- ・新生児モニタ  
1台あたり 1,100,000 円

## ○新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

### 【定額】

- ・新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された重点医療機関、感染症指定医療機関、その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に勤務し、患者と接する医療従事者や職員
  - ① 実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関である場合 医療従事者や職員に対して1人200,000円を給付
    - ※ ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人100,000円を給付
  - ② 新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行っていない医療機関の場合 医療従事者や職員に対して1人100,000円を給付
- ・新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関又は都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターに勤務し、患者と接する医療従事者や職員
  - ① 実際に新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った医療機関等である場合 医療従事者や職員に対して1人200,000円を給付

※ ただし、当該医療機関等において実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人100,000円を給付

② 新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行っていない医療機関等の場合 医療従事者や職員に対して1人100,000円を給付

・ 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された宿泊療養・自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者（無症状病原体保有者及び軽症患者を含む。以下「軽症者等」という。）に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等で軽症者等と接する医療従事者や職員（都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により、当該業務に従事する者に限る。） 医療従事者や職員に対して1人200,000円を給付

・ 都道府県、政令市及び特別区から新型コロナウイルス感染症患者への対応の役割を設定されていない医療機関（病院及び診療所）、訪問看護ステーション又は助産所に勤務し、患者（助産所にあつては妊産婦）と接する医療従事者や職員

① 実際に新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った医療機関等である場合 医療従事者や職員に対して1人200,000円を給付

② 新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行っていない医療機関等の場合 医療従事者や職員に対して1人50,000円を給付

※ 事務委託料等については、別に定める。

## ○新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

### 【上限額】

（設備整備等事業）

・ 初度設備費

1床当たり 133,000円

・ 個人防護具

1人当たり 3,600円

- ・簡易陰圧装置

1 床当たり 4,320,000 円

- ・簡易ベッド

1 台当たり 51,400 円

- ・簡易診療室及び付帯する備品

実費相当額

※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

- ・HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）

1 施設当たり 905,000 円

- ・HEPA フィルター付パーテーション

1 台当たり 205,000 円

- ・消毒経費

実費相当額

- ・救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1 施設当たり 300,000 円

- ・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1 台当たり 1,500,000 円

【上限額】

（支援金支給事業）

- ・99 床以下の医療機関 20,000,000 円

- ・100 床以上の医療機関 30,000,000 円

- ・以降 100 床ごとに 10,000,000 円を上限額に追加

- ・新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関には、上限額に 10,000,000 円を加算

○医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

【上限額】

- ・病院 2,000,000 円 + 50,000 円×病床数

- ・有床診療所（医科・歯科） 2,000,000 円

- ・無床診療所（医科・歯科） 1,000,000 円

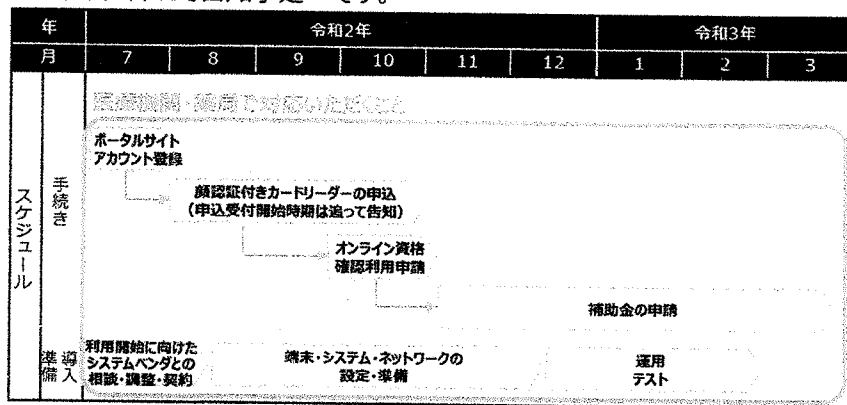
- ・薬局、訪問看護ステーション、助産所 700,000 円

※ 事務委託料等については、別に定める。

令和2年7月

# オンライン資格確認は 令和3年3月にスタートします

オンライン資格確認の開始に向け、オンライン資格確認利用申請の受付を令和2年9月より開始します。また、顔認証付きカードリーダーの申込開始時期はポータルサイトにて告知予定※6です。



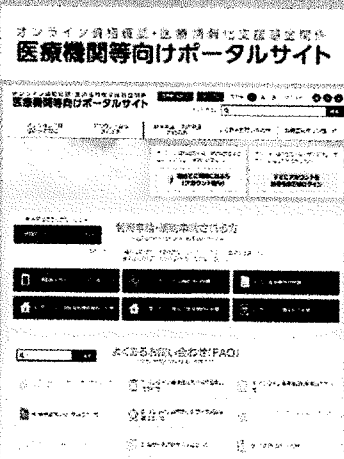
※6 顔認証付きカードリーダーのお申込時期はアカウント登録されている方にはメールでお知らせします。

## ～オンライン資格確認導入に向けたご案内～

顔認証付きカードリーダーを  
無償提供し  
システム整備費も補助します

ポータルサイトにて  
アカウント登録受付が始まりました

## ポータルサイトにてアカウント登録受付中！



アカウント登録できること

- ・顔認証付きカードリーダー申込
- ・オンライン資格確認利用申請
- ・補助金申請
- ・最新情報をメールでお知らせ



<https://www.iroyohokenjyoho-portal.site/jp/>

オンライン資格確認

検索

お問合せ先：医療情報化支援基金  
contact@iroyohokenjyoho-portal.site.jp  
☎ 0800-8007121 (通話無料)  
平日 9:00～17:00

※ お電話でのお問合せは、混み合う場合がございます。  
メールでのお問合せを推奨します。

ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

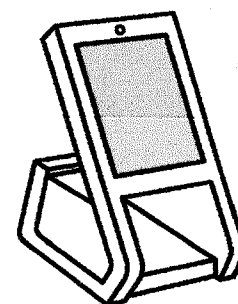


Change.Challenge.  
社会保険診療報酬支払基金  
Social Insurance Medical Fee Payment Fund



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

Change.Challenge.  
社会保険診療報酬支払基金  
Social Insurance Medical Fee Payment Fund



アカウント登録で  
顔認証付きカードリーダーの  
お申込時期をメールで  
お知らせ！

## 令和3年3月（予定）から 医療機関・薬局の業務が変わります

オンライン資格確認の導入により、①受付における患者の資格情報の自動取得、②過去の薬剤情報/特定健診情報の閲覧が可能になります※1。

これまでの受付で

患者から保険証を渡かって情報を入力するプロセスが手帳

できること

患者情報

氏名	性別	生年月日	年齢	住所	電話番号	保険証番号	マイナンバー
山田 太郎	男	1970-01-01	49	東京都	123-45	123-45	123-45

顔認証付きカードリーダーにより最新の顔写真を自動的に取得することが可能に！

できること

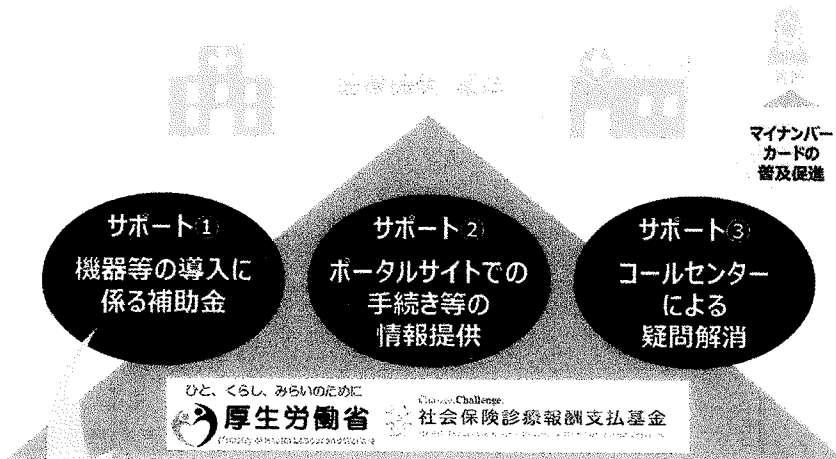
過去の薬剤情報/特定健診情報の閲覧が可能に

災害時にも患者の薬剤情報が確認できる！

## オンライン資格確認スタートに向け、 医療機関・薬局の皆様をサポートします

オンライン資格確認の導入に際しては、機器等の導入に係る補助金や、ポータルサイトでの手続き等の情報提供、コールセンターによる疑問解消といったサポートをいたします。

また、マイナンバーカードの普及促進に向けた施策も、随時実施していく予定です。



### 補助の対象※5

#### 顔認証付きカードリーダーの無償提供

例：診療所の場合、顔認証付きカードリーダーを1台無償提供

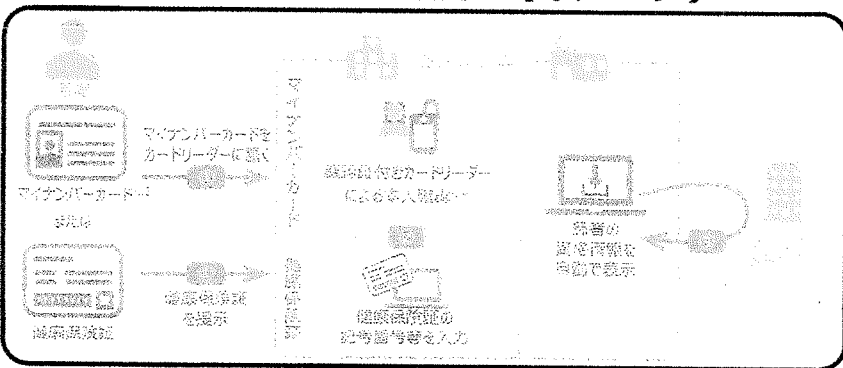
#### オンライン資格確認に必要なシステム整備に係る補助金給付

例：レセプトコンピュータ等の改修、端末（PC）の購入、ネットワークの整備等に係る費用を診療所の場合32.1万円を上限に補助

顔認証付きカードリーダーの申込には、  
アカウントの登録が必要です。  
ポータルサイトからいますぐ登録！

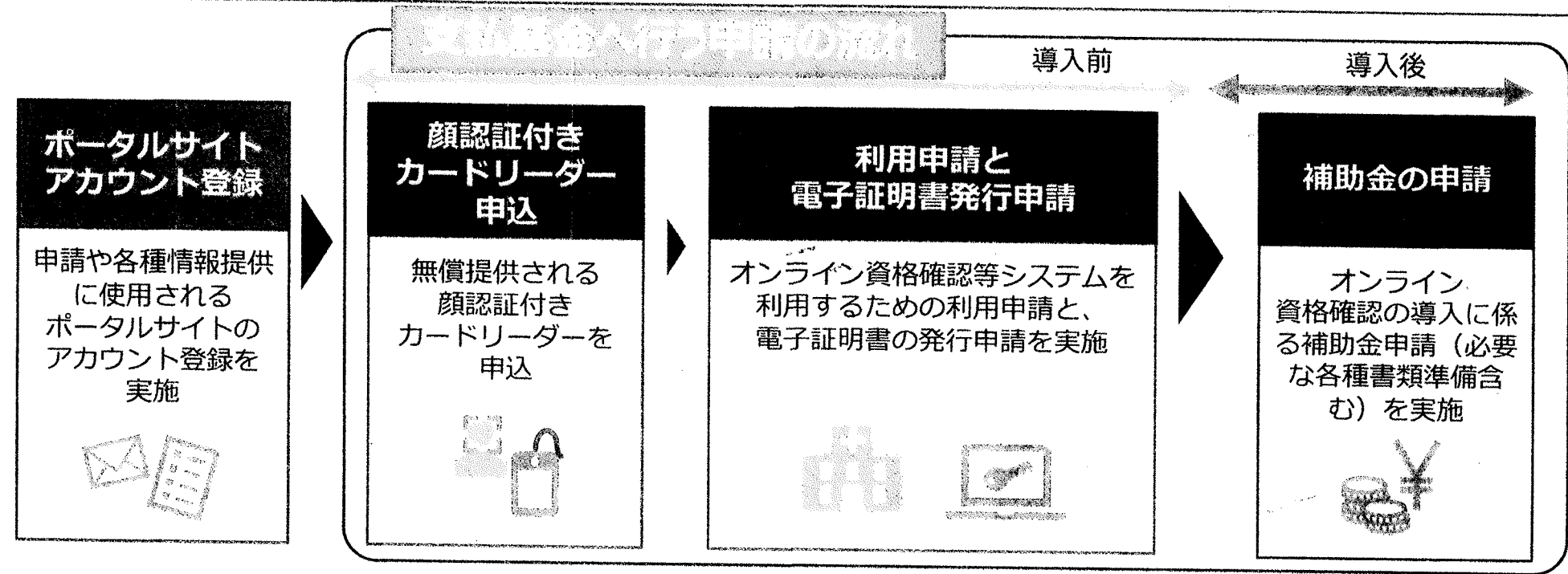
※5 補助の内容は医療機関区分によって異なります。（病院の場合：最大で顔認証付きカードリーダー3台/補助金上限95.1万円、グループで処方箋の受付が月4万回以上の大型チェーン薬局の場合：顔認証付きカードリーダー1台/補助金上限21.4万円、その他薬局の場合：診療所と同じ）詳しくはポータルサイトを確認ください。

## オンライン資格確認の流れ（イメージ）



※3 医療機関・薬局において患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。マイナンバーカードのICチップを利用します。  
※4 マイナンバーカードによる本人確認は他に、目視による顔確認及び暗証番号（4桁）による本人確認も可能です。

44



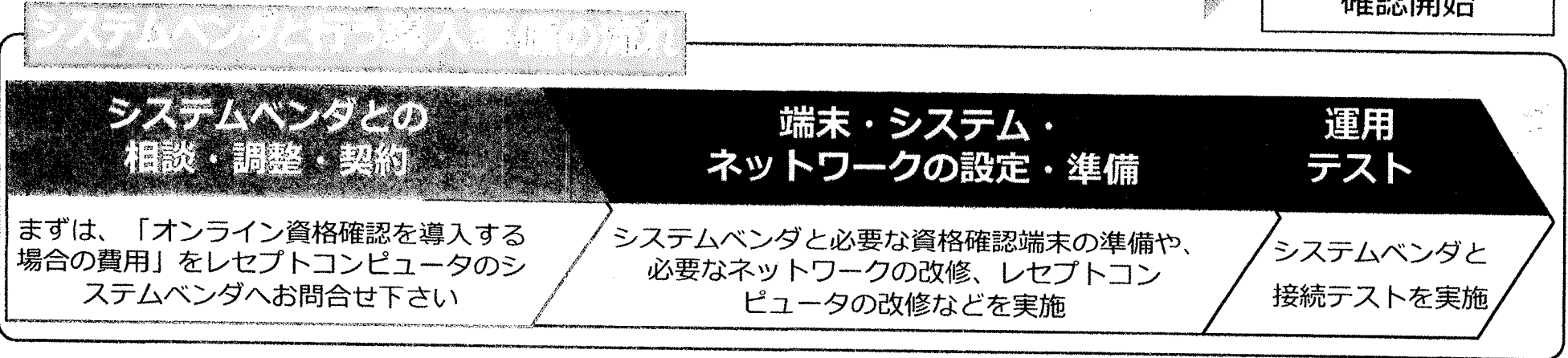
令和3年3月に開始する場合のスケジュール

7月中に実施

8～9月

～12月

令和3年3月  
オンライン資格  
確認開始





「オンライン資格確認導入に向けたご案内」に係る滋賀県医師会様からのご質問に対する回答について

(1) 顔認証付きカードリーダーの設置期限は、何年何月までか伺いたい。

→ 設置期限については特段設けておりませんが、補助金の支給は申請期限である令和5年3月までに機器を設置し、動作確認を完了していることが条件となります。

(2) 顔認証付きカードリーダーの無償提供の台数を超えて医療機関が希望する場合、有償だったら超えた台数は提供してもらえるのか伺いたい。

→ 支払基金において一括調達する顔認証付きカードリーダーは無償提供の対象となるもののみです(病院:3台まで、診療所・薬局:1台)。無償提供台数を超える顔認証付きカードリーダーについては、医療機関等から直接、顔認証付きカードリーダーメーカーまたは販売店等に注文し、購入いただくことになります。

(3) 顔認証付きカードリーダーが届くのは、申込みしてから、いつ頃(何日後)位に医療機関等へ届くのか伺いたい。

→ 顔認証付きカードリーダーメーカーの製造状況等に左右されることから、一概に回答することはできませんが、概ね4~6か月程度で納品される見込みです。

なお、顔認証付きカードリーダーの申込後、お届け時期を個別に医療機関等あてメール等でお知らせする予定です。

(4) オンライン資格確認の完全移行は、何年何月か伺いたい。

→ 医療機関等におけるオンライン資格確認の導入については任意としております。

なお、デジタル・ガバメント閣僚会議(令和元年9月3日)においては、マイナンバーカードを健康保険証としての利用環境整備について、令和3年3月末に医療機関等の6割程度、令和4年3月末に医療機関等の9割程度、令和5年3月末に概ね全ての医療機関等での導入を目指すとされています。

(5) 保険者番号に枝番が付いた形でのレセプト請求はいつからか伺いたい。

→ 令和3年9月診療分から保険者番号に枝番(個人単位被保番)が付いた形でのレセプト請求が可能となっています。

なお、患者が個人単位被保番号がない被保険者証を提示した場合またはレセコン改修が間に合わなかった場合（当分の間）は、個人単位被保番号なしで請求することを可能とする予定です。

## 医師会主催の研修会等への託児サービス併設費用補助について

(要旨) 各地域の医師会が主催する女性医師等の就業を支援することについて効果のある研修会、講習会等に託児サービスを併設するための費用を補助し、育児中の医師に対して学習機会を確保することにより、勤務継続及び復職の支援を行います。

1. 対象 都道府県医師会または郡市区医師会が主催する女性医師等の就業を支援することについて効果のある研修会、講習会、講演会等（但し、「医学生研修医等をサポートするための会」、「女性医師の勤務環境の整備に関する病院長、病院開設者・管理者等への講習会」、「地域における女性医師支援懇談会」を除きます。）
  - 郡市医師会が主催し、営利団体等が共催する場合につきましても対象です。
  - 郡市医師会の会務運営に資する会議（会内委員会等）において出席者のために託児サービスを併設した場合は補助の対象になりません（厚生労働省に照会し確認）。
2. 期間 令和2年4月～令和3年2月実施分
3. 補助額 託児サービス併設に係る費用について、滋賀県全体で **30万円**を限度として実費を補助いたします。
  - 他の補助金・協賛金等がある場合には、本費用補助と重複しないようご注意ください。
  - 託児サービスを提供する場所として貴医師会館を利用した場合、会場費は補助の対象にはなりません。
4. 申請方法 滋賀県医師会が管内の郡市医師会開催分をとりまとめ日本医師会に申請しますので、所定の様式（別紙1）および（別紙2）に領収書の写しを添付して申請してください。なお、締め切りは令和2年4月～11月実施分を令和2年12月4日（必着）、それ以降の実施された分については、令和3年2月26日（必着）とします。

[担当]

滋賀県医師会 女性医師支援担当：益本、井上  
電話 077-514-8711 FAX 077-552-9933

# 日医かかりつけ医機能研修制度 令和2年度応用研修会 プログラム

開催日：令和2年9月20日（日）  
（開始時間は午前10時頃を予定）  
会 場：びわ湖大津プリンスホテル  
コンベンションホール淡海（予定）

(1) 開会・挨拶 日本医師会長 中川 俊男	
(2) 講義	
【専門医共通講習①医療倫理（必修）：1単位】   <b>1. かかりつけ医の倫理</b>（60分）   稲葉 一人（中京大学 法務総合教育研究機構 専任教授） 新田 國夫（医療法人社団 つくし会 理事長）	応用研修 第2期 1. (2)：1単位 生涯教育 CC2:1単位
<b>2. かかりつけ医に必要な小児・思春期への対応</b>（60分）   内海 裕美（吉村小児科 院長）	応用研修 第2期 2. (2)：1単位 生涯教育 CC72:1単位
<b>3. 在宅医療、多職種連携</b>（60分）   大橋 博樹（医療法人社団家族の森 多摩ファミリークリニック 院長）	応用研修 第2期 3. (2)：1単位 生涯教育 CC10:0.5単位 CC80:0.5単位
<b>4. かかりつけ医に必要なリーダーシップ、 マネジメント、コミュニケーションスキル</b>（60分）   前野 哲博（筑波大学 医学医療系 地域医療教育学 教授）	応用研修 第2期 4. (2)：1単位 生涯教育 CC4:1単位
<b>5. 認知症、ポリファーマシーと適正処方</b>（60分）   栗田 主一（地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター研究所 副所長） 小島 太郎（東京大学医学部附属病院 老年病科 講師）	応用研修 第2期 5. (2)：1単位 生涯教育 CC29:1単位
<b>6. 在宅リハビリテーション症例</b>（60分）   齊藤 正身（医療法人真正会 霞ヶ関南病院 理事長）	応用研修 第2期 6. (2)：1単位 生涯教育 CC15:1単位
(3) 閉会	

※DVD講習会

※最終的な開催の可否については、夏頃に日本医師会が判断する予定

**2020 年度**  
**地域包括診療加算・地域包括診療料に係る かかりつけ医研修会**  
**プログラム (案)**

開催日：令和2年10月11日(日)

会 場：びわ湖大津プリンスホテル

コンベンションホール淡海(予定)

9:55	(1) 開会・挨拶 (5分)	日本医師会長 中川 俊男	生涯教育制度 CC：単位
	(2) 講 義		
10:00	1. 糖尿病 (60分)	菅原 正弘 (医療法人社団 弘健会 菅原医院 院長)	CC76：1
11:00	2. 認知症 (60分)	瀬戸 裕司 (医療法人 ゆう心と体のクリニック 院長)	CC29：1
12:00	< 休憩・昼食 > (50分)		
12:50	3. 脂質異常症 (60分)	寺本 民生 (帝京大学医学部臨床研究医学講座 特任教授)	CC75：1
13:50	4. 高血圧症 (60分)	有田 幹雄 (社会医療法人スミヤ 角谷リハビリテーション病院 院長)	CC74：1
14:50	5. 禁煙指導 (30分)	正林 督章 (環境省大臣官房審議官(水・大気環境局等担当))	CC11：0.5
15:20	< 休憩 > (5分)		
15:25	6. 介護保険 (30分)	鈴木 邦彦 (医療法人博仁会 志村大宮病院 理事長・院長)	CC13：0.5
15:55	7. 在宅医療 (30分)	新田 國夫 (医療法人社団 つくし会 理事長)	CC80：0.5
16:25	8. 服薬管理 (30分)	小島 太郎 (東京大学大学院医学系研究科加齢医学講座 講師)	CC73：0.5
16:55	(3) 閉会		
17:00	(4) 終了		

※内容等が変更となる場合があります。

(2020.6.1 現在)

○本研修会には「健康相談」の内容も適切に含まれております。

※日医テレビ会議システムによる中継を行う予定

(生 36)

令和 2 年 7 月 14 日

都道府県医師会  
生涯教育担当理事 殿

日本医師会常任理事  
羽鳥 裕  
(公印省略)

### Web 講習会に関する Q & A について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「新型コロナウイルスの感染拡大に伴うインターネット回線を用いた講習会等の日本医師会生涯教育制度における取り扱い」につきましては、令和 2 年 4 月 24 日（生 4）にてお送りいたしました。

今般、「Web 講習会に関する Q & A」を取りまとめましたので、お送り申し上げます。

つきましては、Web 講習会を企画する場合等の参考としていただきますよう、お願い申し上げます。

(Web 講習会の趣旨)

Q 1 Web 講習会を認める趣旨は何ですか。

A 1 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、従来のように会場に参加者に集まっていたき、演者が講演を行うといった形式の講習会等（以下、「従来の講習会」という）は、3密（密閉、密集、密接）を避ける観点から開催が困難となりました。

かかる背景から、当分の間、「Web 講習会」についても日医生涯教育制度の単位・CC（以下、「単位・CC」という）を付与することとしたものです。

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う臨時的な措置として、講習会等（LIVE）を Web 講習会に置き換えたものであることに留意してください。

なお、日医として、Web 講習会の開催を強く推奨している訳ではありませんので、都道府県医師会等において柔軟にご判断ください。

(Web 講習会開催の際の留意点)

Q 2 Web 講習会開催の際に留意することはありますか。

A 2 Web 講習会開催にあたっては、主催者の責任により、受講者の不利益にならないよう、回線の状況等について十分な準備（受講者への周知、テストやリハーサル）を行ったうえで、開催していただく必要があります。

(Web 講習会の開催方法)

Q 3 録画した講習会を Web サイト等で配信することでもよいですか。

A 3 従来の講習会（LIVE）を Web 講習会に置き換えたものであるため、録画した映像を Web に掲載して視聴する場合は、従来どおり、日医生涯教育制度の対象とはしません。

Q 4 録画した演者の映像を配信する場合は、生涯教育の単位等として認められますか。

A 4 従来の講習会（LIVE）においても、その一部で DVD 等を映写することは認めており、A 3 にかかわらず、時間を指定して 1 講習会につき 1 回のみ配信

する場合は認めます。なお、当然、視聴管理を適切に行っていただくことが必要です。

Q 5 録画した映像を、一定期間（例えば2週間）WEB サイト等で配信し、その間であればいつでも視聴できるようにすることでもよいですか。

A 5 A 1の趣旨から、認められません。従来の講習会を Web 講習会に置き換えたものであるので、従来の講習会同様、開催日時が決まっていることが必要です。

Q 6 Web 講習会は双方向での通信（質疑が可能）が必須ですか。

A 6 双方向が望ましいですが、必須ではありません。

（出席（視聴）の確認方法）

Q 7 Web 講習会の出席（視聴）の確認について、開催時刻から終了時刻までのすべての状況を確認する必要がありますか。

A 7 従来の講習会と取扱いに変わりはありません。都道府県医師会等において柔軟にご対応ください。

Q 8 オンライン会議システムでログを取得する方法の場合、単位・CC を付与してよいですか。

A 8 ZOOM や Cisco Webex 等のオンライン会議システムで、受講者の出席（視聴）がログで管理できるのであれば、単位・CC を付与してかまいません。

Q 9 オンライン会議システムで受講者の顔や氏名を確認する方法により、単位・CC を付与してよいですか。

A 9 ZOOM や Cisco Webex 等のオンライン会議システムで、受講者の顔や氏名を確実に確認できるのであれば、単位・CC を付与してかまいません。なお、氏名で管理する場合は、ローマ字ではなく、漢字の方が確認しやすいものと思われます。



※あわせて以下を参照のこと

1. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴うインターネット回線を用いた講習会等の日本医師会生涯教育制度における取り扱いについて  
(令和2年4月24日(生4) 都道府県医師会生涯教育担当理事宛通知)
2. Web講習会開催に関する留意事項について (お願い)  
(令和2年6月4日(生20) 都道府県医師会生涯教育ご担当者様宛事務連絡)

(生4)

令和2年4月24日

都道府県医師会  
生涯教育担当理事 殿

日本医師会常任理事

羽鳥 裕



新型コロナウイルスの感染拡大に伴うインターネット回線を用いた  
講習会等の日本医師会生涯教育制度における取り扱いについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、4月16日(木)、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、「緊急事態宣言」対象地域が全都道府県に拡大され、同時に東京都をはじめとする13都道府県が「特定警戒都道府県」と位置づけられました。

かかる状況においては、従来のように会場に参加者に集まっていたき、演者が講演を行うといった形式の講習会等は、3密(密閉、密集、密接)を避ける観点から開催が困難であり、当初予定されていた講習会等もやむなく中止せざるを得なかったことが多かったものと存じます。

一方で、3密を避けるため、先述のような従来の講習会等の形式ではなく、インターネット回線を用い、受講者が各々の端末(PC、タブレットなど)を用いて講習会等に参加する形式(これに類するものを含む。以下、「Web講習会」という。)を企画する場合が増えております。

従来、日本医師会生涯教育制度では、講習会等の開催に当たって、講習会場での受付をもって出席(参加)を確認できることから、受講者に対して単位・CCの付与を行って参りましたが、今般、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるWeb講習会開催の取り扱いとして、下記のようにいたしますので、貴会におかれましてはご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会等に周知いただきますよう、ご高配賜りたくお願い申し上げます。

なお、受講者の参加確認には、IDおよびパスワードで照合するなどの方法が考えられますが、その方法は多様であり、一概に指定することは困難であります。したがって、貴会におかれましては、従来から各種団体からの申請において、その内容が本会生涯教育制度の対象として相応しいものであるかについてご検

討いただいているところですが、Web 講習会である場合には、加えて受講者の参加確認方法をご確認いただき、その方法が適切であると判断される場合には、当該 Web 講習会を承認いただくようお願いいたします。各医師会が開催する Web 講習会につきましても、受講者の参加確認については、同様にお取り扱いください。

また、「緊急事態宣言」は5月6日（水）までとされておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せないなか、本取り扱いの期間を現時点で告示することは極めて困難であります。したがって、期間は「当分の間」とし、別途小職からの連絡があるまでは、本取り扱いを継続いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 記

Web 講習会開催に当たっては、受講者の参加が確認できる場合、日本医師会生涯教育制度における単位・CCを付与することとする。

以上

## 令和2年度湖南広域休日急病診療所の診療体制について

湖南広域休日急病診療所は、地域住民が安心して安全な医療を受けられる環境を整え、良質な医療を提供するために診療状況を随時分析し、地域の医師会、薬剤師会及び関係機関の方々に御協力を頂きながら、休日等における救急患者に対する診療を行っています。

令和2年度においても、診療待ち時間の短縮や重症患者の見逃しなどリスクの軽減等を図りながら、前年度と同様の診療体制を維持し、通常期2.5診制（内科1診制、小児科1.5診制）、繁忙期は3診制（内科1診制、小児科2診制）とします。また、ゴールデンウィークと年末年始の連休時及び1～2月の冬季繁忙期における内科のオンコール体制を継続し、上気道炎、気管支炎、胃腸炎、インフルエンザ等初期診療患者の増加に対応できる体制を構築します。

なお、本年度から内科医師の勤務シフトを2部体制から3部体制に変更します。

## 記

## 本年度事業概要

## 1 診療時間

10時～22時

## 2 診療体制及び勤務体制

通常期において、2.5診制（内科1診、小児科1.5診）の実施

繁忙期において、3診制（内科1診、小児科2診）の実施

GW・年末年始及び冬季繁忙期におけるオンコール体制を強化

（オンコール待機拘束時間は、14時から19時までとする）

○診療日数 72日

診療日	日数	診療時間帯別配置医師						区分	薬剤師	看護師	医療請求 事務員	嘱託職員	事務局 職員	計
		内科医師			小児科医師									
通常期 (4月～12月、3月) ※GW、年末年始、繁忙期除く	50日	1部	10:00～14:00	1人	前半	10:00～16:00	1人	前半	2人	3人	3人	1人	1人	12人
		2部	14:00～18:00	1人	後半	16:00～22:00	1人	後半			2人			11人
		3部	18:00～22:00	1人										
						応援	12:00～18:00	1人		応援	1人			
ゴールデンウィーク (4/29、5/3～5/6) ※オンコール体制	5日	1部	10:00～14:00	1人	前半	10:00～16:00	1人	前半	2人	3人	3人	1人	1人	12人
		2部	14:00～18:00	1人	後半	16:00～22:00	1人	後半						
		3部	18:00～22:00	1人										
						応援	12:00～18:00	1人		応援	1人			
年末年始 (12/29～1/3) ※オンコール体制	6日	1部	10:00～14:00	1人	前半	10:00～16:00	2人	前半	3人	4人	4人	1人	1人	16人
		2部	14:00～18:00	1人	後半	16:00～22:00	2人	後半						
		3部	18:00～22:00	1人										
冬季繁忙期 (年末年始を除く1月～2月) ※オンコール体制(医師のみ)	11日	1部	10:00～14:00	1人	前半	10:00～16:00	2人	前半	3人	4人	4人	1人	1人	16人
		2部	14:00～18:00	1人	後半	16:00～22:00	2人	後半						
		3部	18:00～22:00	1人										

## 3 想定患者数

9,500人

令和2年度湖南広域休日急病診療所の診療状況

令和2年6月29日現在

(前年度比較は、令和元年6月30日診療日終了時点とする。)

1 受診者数の状況

6月28日(第17診療日、前年度比-3診療日)までの受診者総数は557名(前年度比-1,984)で、小児科294名(割合47.2%、前年度比-1,322名)、内科294名(割合52.8%、前年度比-662名)となっています。

また、1日平均受診者数は33名(前年度比-94名)となっています。

湖南広域休日急病診療所受診者数の状況

年度	診療日	受診者数	内科	小児科	小児割合	年度	診療日	受診者数	内科	小児科	小児割合
令和2年度 〔平均患者数〕 〔33名〕 診療日数17日	4月	110	56	54	49.1%	令和元年度 〔平均患者数〕 〔127名〕 診療日数20日	4月	758	268	490	64.6%
	5月	298	180	118	39.6%		5月	1,366	569	797	58.3%
	6月7日	39	16	23	59.0%		6月2日	79	25	54	68.4%
	6月14日	37	14	23	62.2%		6月9日	94	31	63	67.0%
	6月21日	33	10	23	69.7%		6月16日	73	18	55	75.3%
	6月28日	40	18	22	55.0%		6月23日	80	18	62	77.5%
	合計	557	294	263	47.2%		6月30日	91	27	64	70.3%
比較		-1,984	-662	-1,322	-15.2%	合計		2,541	956	1,585	62.4%

2 診療時間20時から22時までの受診者数

6月28日(第17診療日、前年度比-3診療日)までの診療時間20時から22時までの受診者は、47名です。(前年度比-209名)

診療時間20時~22時までの受診者数

時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
20時~21時	6	21	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34
21時~22時	1	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
内科小計	4	16	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
小児科小計	3	11	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
合計	7	27	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47

3 地域別の受診者数

6月28日(第17診療日、前年度比-3診療日)までの、当広域行政組合管内の受診者は、452名(前年度比-1,545名)で、全体の81.1%を占めており、管外地域は、湖南省、大津市、その他県内外から受診されています。

地域別受診者数

地域別	令和2年度						令和元年度					
	受診者数	割合	内科	内科割合	小児科	小児科割合	受診者数	割合	内科	内科割合	小児科	小児科割合
草津市	149	26.8%	67	22.8%	82	31.2%	605	23.8%	233	24.4%	372	23.5%
守山市	123	22.1%	65	22.1%	58	22.1%	605	23.8%	220	23.0%	385	24.3%
栗東市	132	23.7%	84	28.6%	48	18.3%	540	21.3%	231	24.2%	309	19.5%
野洲市	48	8.6%	22	7.5%	26	9.9%	247	9.7%	92	9.6%	155	9.8%
管内合計	452	81.1%	238	81.0%	214	81.4%	1,997	78.6%	776	81.2%	1,221	77.0%
大津市	25	4.5%	15	5.1%	10	3.8%	117	4.6%	45	4.7%	72	4.5%
湖南省	59	10.6%	32	10.9%	27	10.3%	231	9.1%	74	7.7%	157	9.9%
甲賀市	8	1.4%	3	1.0%	5	1.9%	46	1.8%	8	0.8%	38	2.4%
蒲生郡	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.2%	2	0.2%	2	0.1%
上記以外の県内	8	1.4%	4	1.4%	4	1.5%	21	0.8%	6	0.6%	15	0.9%
県外	5	0.9%	2	0.7%	3	1.1%	125	4.9%	45	4.7%	80	5.0%
管外合計	105	18.9%	56	19.0%	49	18.6%	544	21.4%	180	18.8%	364	23.0%
合計	557	100.0%	294	100.0%	263	100.0%	2,541	100.0%	956	100.0%	1,585	100.0%

滋 医 政 第 6 9 4 号  
令和 2 年(2020 年)6 月 2 6 日

一般社団法人滋賀県医師会長  
一般社団法人滋賀県病院協会  
各地域医師会長  
各消防本部(局)消防(局)長  
大津市保健所長  
各保健所長  
防災危機管理局長

様

滋賀県健康医療福祉部長  
( 公 印 省 略 )

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について (通知)

このことについて、下記の医療機関が別添のとおり救急病院として告示されましたので通知します。

記

医療機関名	所在地
市立大津市民病院	大津市本宮二丁目 9 番 9 号
彦根市立病院	彦根市八坂町 1 8 8 2 番

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第262号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年6月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第263号

令和2年農林水産省告示第769号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を甲賀市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年6月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 甲賀市信楽町小川字白ヶ谷1640

2 通知の内容の要旨 令和2年農林水産省告示第769号のとおり

#### 滋賀県告示第264号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和2年6月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
市立大津市民病院	地方独立行政法人市立大津市民病院	大津市本宮二丁目9番9号	令和5.6.30
彦根市立病院	彦根市	彦根市八坂町1882番	令和5.6.30

#### 滋賀県告示第265号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和2年6月26日から令和2年7月10日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に



滋 医 情 ネ 第 4 9 号  
令和 2 年 6 月 2 9 日

一般社団法人草津栗東医師会  
会 長 中 嶋 康 彦 様

特定非営利活動法人  
滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会  
理事長 越 智 眞 一 (公印省略)

「びわ湖あさがおネット」における医療情報・看護介護情報  
共有化促進事業について (ご協力依頼)

盛暑の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は、医療介護情報連携ネットワークシステムの活用と本協議会の運営にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「びわ湖あさがおネット」では、医療機関および看護介護事業所において患者様の医療情報などの共有化を促進し、地域医療における医療機関や看護介護事業所の連携強化を図ることを目的に活動を進めており、各施設から「びわ湖あさがおネット」を活用して患者様の医療情報を医療情報システムおよび看護介護業務システムから提供される場合に、これに必要なシステムの整備を事業者へ委託して実施することとしております。

つきましては、別添「医療情報共有化促進事業実施要綱」により、令和2年度の事業を実施しますので、ご承知いただきますとともに、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、会員ならびに貴団体の事業所の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、本協議会から会員様や事業所様へのご案内につきましては、びわ湖あさがおネットホームページおよびポータルサイトのお知らせに掲載しております。

この事業は、実施要綱に記載したとおり、滋賀県補助金の補助対象事業として実施するため、整備施設数や整備に要する経費の制限などを設けています。また、申込み状況により、導入予定施設数が増減することもあるので申し添えます。

※昨年度より、事業完了後のご利用などにあたって理解を深めていただくため、お申込みいただいた施設様と施設側のベンダ様も同席していただいた説明会を実施しております。

問い合わせ先

滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会事務局  
〒524-8524 守山市守山五丁目 4-30 滋賀県立総合病院内  
TEL 077-582-5071 FAX 077-582-5169



## 令和２年度「びわ湖あさがおネット」における医療情報 および看護介護情報の開示接続について（募集案内）

令和２年６月２９日

「びわ湖あさがおネット」では、医療機関・看護介護事業所において患者様の医療情報・看護介護情報の共有化を促進し、地域医療における医療機関・看護介護事業所との連携強化を図ることを目的に、活動を進めております。

このため、本協議会では、医療情報・看護介護情報の共有を目的に、貴施設から「びわ湖あさがおネット」を活用して患者様の医療情報を医療情報システム（診療所の電子カルテシステムおよびレセプトコンピュータシステム、病院のレセプトコンピュータシステム、薬局の調剤システムに限ります。）、看護介護業務システム（看護事業所及び居宅介護支援事業所の請求システムに限ります。）から提供される場合に、これに必要なシステムの整備を事業者に委託して実施することとしております。

つきましては、別添「医療情報・看護介護情報共有化促進事業実施要綱」により、令和２年度の事業を実施しますので、「びわ湖あさがおネット」を活用した情報提供をご希望の場合は、別紙「令和２年度事業対象施設申込書」に必要事項をご記入いただき、令和２年８月１８日（火）までに、事務局あてご提出くださいますよう、ご案内を申し上げます。（ＦＡＸ送信による申込みも受付します。）

また、お申込みいただいた施設様につきましては、施設様ごとに事前に説明会を開催します。説明会には施設側のベンダ様も一緒に参加していただくことになりますので、別紙「利用申込施設の説明会日程調整表」のご記入に当たっては、事前にベンダ様のご都合も確認してください。

なお、昨年度も当該事業の募集案内を実施しており、この事業等により、既に医療情報連携態勢の整備が完了している医療機関や薬局、介護看護事業所は対象外となります。（新規申込みのみ対象とします。）

別添「医療情報・看護介護情報共有化促進事業実施要綱」  
別紙「令和２年度事業対象施設申込書」  
別紙「利用申込施設の説明会日程調整表」

※ 申込みについては、「令和２年度事業対象施設申込書」と「利用申込施設の説明会日程調整表」を必ずご提出をお願いします。

### お問い合わせ先

滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会事務局  
〒524-8524 守山市守山五丁目 4-30 滋賀県立病院内  
TEL 077-582-5071 FAX 077-582-5169

## 令和 2 年度事業対象施設申込書

令和 2 年      月      日

滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会    御中

令和 2 年度事業の対象施設として採択されるよう、申し込みます。

施設名 _____  
代表者職・氏名 _____  
連絡先 _____  
所在地 〒 _____  
TEL _____  
FAX _____  
担当者職・氏名 _____

申込にあたって、以下の質問にご回答ください。(必ず、医療情報システム・看護介護業務システムのベンダ様にご確認ください。)

①情報システムの種別（該当するものに○を付けてください。）

- a. 診療所の電子カルテシステム
- b. 診療所のレセプトコンピュータシステム
- c. 病院のレセプトコンピュータシステム
- d. 薬局の調剤システム
- e. 看護事業所・介護事業所等の業務（請求）システム

②情報システムの形式名 _____

※情報システムの形式名は、導入されている情報システムの製品名・バージョン名を記入してください。（ベンダ様に確認してください。）

③情報システムベンタ名 _____

担当者名 _____

連絡先（TEL） _____

※以下、④⑤については上記①の a～d に該当する施設のみご記入ください。また、④⑤については、どちらかを選択してください。なお、不可の場合は、対象施設となりませんので、ご留意願います。

④標準化形式での出力                      可                      不可

⑤差分の出力                                      可                      不可

（差分：医療情報システムにある医療情報のうち追加・更新された情報のみ）

⑥情報の出力に必要な経費の概算 _____ 千円

※ 申込みについては、別紙「利用申込施設の説明会日程調整表」に必要事項を必ずご記入の上、申込書と併せて提出してください。

利用申込施設の説明会日程調整表

日 付	時 間 帯	ご 都 合	備 考
9/10 (木)	13:00 ~ 14:00		
	14:00 ~ 15:00		
	15:00 ~ 16:00		
	16:00 ~ 17:00		
9/11 (金)	9:00 ~ 10:00		
	10:00 ~ 11:00		
	11:00 ~ 12:00		
	13:00 ~ 14:00		
	14:00 ~ 15:00		
	15:00 ~ 16:00		
	16:00 ~ 17:00		
9/24 (木)	13:00 ~ 14:00		
	14:00 ~ 15:00		
	15:00 ~ 16:00		
	16:00 ~ 17:00		
9/25 (金)	9:00 ~ 10:00		
	10:00 ~ 11:00		
	11:00 ~ 12:00		
	13:00 ~ 14:00		
	14:00 ~ 15:00		
	15:00 ~ 16:00		
	16:00 ~ 17:00		

- ※ 「ご都合」欄の都合の良い日時に「○」印を記入してください。
- ※ 説明会は、施設側のベンダ様も一緒に参加していただくことになるので、必ず事前にベンダ様と日程調整のうえ、ご都合を記入してください。
- ※ 「ご都合」欄は、複数の施設様の希望日時が重複することも考えられるので、参加が可能な日程について、なるべく多くの「○」印を記入してください。
- ※ 希望される日時が他の施設様と重複した場合は、協議会から重複した施設様に対して日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いします。
- ※ 何かご希望等があれば、「備考」欄に記入してください。
- ※ 説明会は、約1時間の予定です。

## 医療情報・看護介護情報共有化促進事業実施要綱

### 1. 目的

この事業は、滋賀県下の医療機関及び看護介護事業所が、滋賀県医療介護情報連携ネットワークシステム（以下、「びわ湖あさがおネット」という。）に利用参加し、医療機関が管理する医療情報、及び看護介護事業所が管理する看護介護情報を患者同意に基づき開示することで、情報の共有化を促進することにより、地域の医療機関間及び医療機関と看護介護事業所間の連携強化を図ることを目的とする。

### 2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会とする。

### 3. 事業の実施方法

医療情報及び看護介護情報にかかるシステムやネットワークの開発・導入等を業とする事業者へ業務委託して実施する。

### 4. 事業の対象施設

滋賀県下の病院、診療所、薬局、看護事業所、居宅介護支援事業所とする。

### 5. 事業の内容

地域医療連携する医療機関が、既に利用している医療情報システム（診療所の電子カルテシステムおよびレセプトコンピュータシステム、病院のレセプトコンピュータシステム、薬局の調剤システムに限ります。）の主要情報を標準化形式（SS-MIX2標準化形式、NSIPS形式）でびわ湖あさがおネットの保存・管理領域に出力し（医療情報システムにある医療情報のうち追加・更新された情報（差分）のみの出力が可能であること。）、小規模医療機関情報システムをとおして、患者同意のもとに連携する医療機関間で医療情報を相互に参照することを可能とする。

また、在宅療養支援により医療機関と連携を行う看護事業所及び居宅介護支援事業所が、既に利用している看護介護業務システム（看護事業所及び居宅介護支援事業所の請求システムに限ります。）の主要情報をびわ湖あさがおネット事務局が規定する形式（CSV形式）でびわ湖あさがおネットの保存・管理領域に出力し（看護介護業務システムにある請求実績情報の出力が可能であること。）、在宅療養支援情報システムをとおして、患者同意のもとに連携する医療機関と看護介護事業所との間で看護介護情報を相互に参照することを可能とする。

### 6. 整備の対象範囲

(1) この事業では、以下のシステム導入に関する整備を実施する。

- ①すでに利用している医療情報システムから、主要な医療情報を標準化形式で出力するために必要とする業務（出力システムの設計・開発・導入、ネットワークの構築作業）
- ②すでに利用している看護介護業務システムから、主要な看護介護情報をびわ湖あさがおネット規程の標準化形式で出力するために必要とする業務（出力システムの設計・開発・導入、ネットワークの構築作業）
- ③すでに利用している医療情報システム及び看護介護業務システムから出力した情報を、びわ湖あさがおネットへアップロードするために必要な業務（アップローダの導入、TLS1.2の導入）

- (2) (1) 以外のものは整備の対象外とする。また、特に以下については留意すること。
- ①維持・管理にかかる業務は対象としない。
  - ②医療機関内の医療情報システム、及び看護介護事業所内の看護介護業務システムの導入または更新にかかる業務は対象としない。
  - ③出力した情報をアップロードするために必要なコンピュータは、各医療機関・看護介護事業所で確保すること。
  - ④インターネット接続環境の整備は、各医療機関・看護介護事業所で実施すること。
  - ⑤アクセス回線については、各医療機関・看護介護事業所の負担とすること。

## 7. 整備システムの規格等

### (1) 医療情報システムに関する規格

- ① 医療機関間で患者の医療情報を共有するにあたっては、医療機関の情報システムから電子的医療情報をびわ湖あさがおネットのクラウドサーバーへ出力・送信し、クラウド側で保存・管理する方式とすること。
- ② すでに導入している医療情報システムから標準化形式（SS-MIX2標準化形式、NSIPS形式）で医療情報を出力する方式とすること。また、あわせて医療情報システムにある医療情報のうち追加・更新された情報（差分）のみを出力する方式とすること。
- ③ この事業により整備するシステムにおいては、他システムとの間の場合も含め、情報交換する際の規格として、厚生労働省標準規格および厚生労働省委託事業における用語／コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスター（病名、手術・処置名、医薬品、臨床検査、医療材料、症状・所見、画像検査名、看護用語、歯科分野）のうち該当するものを使用すること。

なお、厚生労働省標準規格は「保健医療情報標準化会議」の提言等を踏まえ適宜更新されるものであるため、最新の状況を確認するよう留意すること。

### (2) 看護介護業務システムに関する規格

- ① 医療機関と看護介護事業所との間で患者の看護介護情報を共有するにあたっては、看護介護事業所の業務システムから電子的請求（実績）情報をびわ湖あさがおネットのクラウドサーバーへ出力・送信し、クラウド側で保存・管理する方式とすること。
- ② すでに導入している看護介護業務システムからびわ湖あさがおネット事務局が規定する形式（CSV形式）で請求（実績）情報を出力する方式とすること。また、あわせてびわ湖あさがおネット上の在宅療養支援情報システムの機能を用いてクラウドサーバーに自施設の請求（実績）情報を追記ないし更新を行った際には、びわ湖あさがおネットのクラウドサーバーから自施設の看護介護業務システムへ追加・更新された請求（実績）情報をCSV形式で出力する方式とすること（ただし、後者についてはびわ湖あさがおネットクラウドサーバーから業務システムへの情報取り込み対応が可能なベンダのみ適用するものとする）。
- ③ この事業により整備するシステムにおいては、他システムとの間の場合も含め、情報交換する際の規格として、びわ湖あさがおネット事務局が規定する用語／マスターのうち該当するものを使用すること。

なお、びわ湖あさがおネット事務局が規定する規格は、国の制度や介護報酬等の改定により適宜更新されるものであるため、最新の状況を確認するよう留意すること。

- (3) この事業において整備するシステムは、その整備に要する経費が以下の範囲内であること。

・診療所の電子カルテシステム	概ね 300 千円程度
・診療所のレセプトコンピュータシステム	概ね 70 千円程度
・病院のレセプトコンピュータシステム	概ね 100 千円程度
・薬局の調剤システム	概ね 60 千円程度
・看護事業所の業務システム	概ね 60 千円程度
・居宅介護支援事業所の業務システム	概ね 60 千円程度

8. 整備するシステム導入施設数

この事業により整備するシステム導入施設数は、以下のとおりとする。

・診療所の電子カルテシステム	5 力所以内
・診療所のレセプトコンピュータシステム	15 力所以内
・病院のレセプトコンピュータシステム	5 力所以内
・薬局の調剤システム	15 力所以内
・看護事業所の業務システム	3 力所以内
・居宅介護支援事業所の業務システム	3 力所以内

9. 事業の取りやめ等について

- (1) この事業の申込みにより、滋賀県補助金による施設のシステム整備等が完了した後、施設側の都合などにより、医療情報等の出力及び連携を取りやめることになった場合は、直ちに協議会に報告すること。
- (2) (1) の協議会へ報告した後、施設側ベンダと連絡調整のうえ、情報出力の設定を行ったシステムの環境を元に戻すこと。また、これに係る費用等は施設の負担とすること。

10. その他

- (1) 最新の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。
- (2) 医療介護連携を行う各機関や滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会との連携を図るなど、十分な協力体制の上で計画を進めること。
- (3) この事業は、滋賀県補助金の補助対象事業として実施するため、整備施設数や整備に要する経費に一定の制限を設けることとする。また、申込み状況により、整備施設数が増減することもある。なお、整備に要する経費については概算で設定しているため、超過する場合は、申込み前に相談すること。



2020 年 7 月

関係機関長 殿

日本医学会長  
門田 守人

## 日本医学会シンポジウムの開催について（案内）

本会では常時活動の一環として、シンポジウムを開催し、医学研究の向上と交流に努めております。今回は別紙のとおり開催いたします。

すでにご案内をさせていただきましたが、第 157 回シンポジウムにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の関係で、当初を予定しておりました 6 月開催を延期し、12 月 19 日に開催する運びになりましたので、改めてご案内させていただきます。

つきましては、貴機関におきまして、今回のシンポジウムのテーマに関心ある研究者の方々に、広くご周知たまり、参加をご勧奨下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会 Tel03-3946-2121 (代)  
内線 2041  
Fax03-3942-6638

Sp-22

# 第157回 日本医学会シンポジウム

The Japanese Association of Medical Sciences Symposium

2020年12月19日(土) 13:00 ▶ 17:05

日本医師会館 大講堂

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16

TEL: 03-3946-2121(代) FAX: 03-3942-6517

入場無料  
事前登録制

- 13:00 開会の挨拶 門田 守人(日本医学会長)
- 13:05 序論—概説 森 正樹(九州大学大学院医学研究院消化器・総合外科学教授/日本医学会副会長)

## I オンライン診療が切り開く地平

座長 近藤 博史(鳥取大学医学部附属病院医療情報部教授/日本遠隔医療学会会長)

- 13:15 1. 医療におけるICT利活用の現況と地域医療の使命  
今村 聡(日本医師会副会長)
- 13:45 2. 遠隔医療やAIを利用した近未来の精神科医療の展望  
岸本 泰士郎(慶應義塾大学医学部精神・神経科専任講師)
- 14:15 3. オンライン診療の現状と今後の課題  
黒木 春郎(医療法人社団嗣業の会外房こどもクリニック院長)

## II 遠隔手術の実現に向けて

座長 森 正樹(九州大学大学院医学研究院消化器・総合外科学教授/日本医学会副会長)

- 14:45 4. 遠隔手術推進の背景と日本外科学会の取り組み  
平野 聡(北海道大学大学院医学研究院消化器外科学教室II教授)
- 15:15 5. 地域外科医療の現在とICTを活用した遠隔手術推進への期待  
袴田 健一(弘前大学大学院医学研究科消化器外科学教授)
- 15:45 休憩
- 16:00 総合討論 司会 近藤 博史・森 正樹
- 17:00 閉会の挨拶 森 正樹(日本医学会副会長)
- 17:05 終了

# 遠隔診療と ロボット支援手術の未来

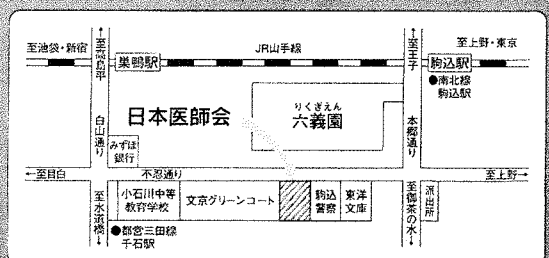
主催 日本医学会  
実行委員会 日本医学会シンポジウム組織委員会 近藤 博史・森 正樹  
参加費 無料(講演者は別論に参加できます)  
登録方法 ①方法① FAX送信(郵便がき・日本医学会ホームページ登録)  
(記入項目:氏名・住所・電話番号・参加者区分)  
②各、住所宛に届く簡易申込書(郵便がき・使用可能)を返します。  
③返書に添付する必要はありません。

入場券 参加申し込み後、10日以内に本会より送付します。

締め切り 先着500名

問い合わせ先 日本医学会 〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16 日本医師会館内  
TEL: 03-3946-2121(代) FAX: 03-3942-6517

URL <https://jams.med.or.jp/>



- JR山手線「駒込駅」南口より徒歩約10分
- 東京メトロ有楽町線「駒込駅」出口2より徒歩約10分
- 都営地下鉄三田線「千石駅」A3出口より徒歩約5分

生涯教育制度(但し関係者のみ)

参加者は、日本医師会生涯教育制度のカリキュラムコード12(地域医療)0.5単位と、32(意識障害)0.5単位と、0(その他)2.5単位の合計3.5単位取得できます。参加の際には、医籍登録番号、所属の都市区医師会名を記入ください。



日本医学会



第157回日本医学会シンポジウム

# 「遠隔診療とロボット支援手術の未来」

# 参加申込書

**参加方法** FAX送信、郵便はがき、日本医学会ホームページ登録のうち、いずれかの方法（下記参照）でお申し込みください。

**入場券** 参加申し込み後、10日以内に本会より送付します。

**締め切り** 先着500名

**参加費** 無料

*参加希望者のご氏名・ご住所等の個人情報は、入場券の送付に使用させていただきます。第三者に提供することはありません。

*車でのご来館はご遠慮ください。駐車できません。

## 生涯教育制度（但し：関係者のみ）

参加者は、日本医師会生涯教育制度のカリキュラムコード12（地域医療）0.5単位と、32（意識障害）0.5単位と、0（その他）2.5単位の合計3.5単位取得できます。参加の際には、**医籍登録番号、所属の郡市区医師会名**をご記入ください。

**FAX送信の場合** この申込書に記入の上、矢印の方向にご送信ください。

(ふりがな) 氏 名	
住 所	〒  電話 — —
参加者区分	(該当する箇所○印を付けてください。医師の方は( )内もご記入ください) 医師(医籍登録番号：____、所属郡市区医師会名：____医師会)、 メディカルスタッフ、製薬関係、会社員、学生、報道関係、その他

## 郵便はがきの場合

下記要領をはがき（往復はがき不要）に記して、日本医学会までご送付ください。

第157回  
日本医学会シンポジウム  
参加希望

(ふりがな)  
氏名：

住所：〒

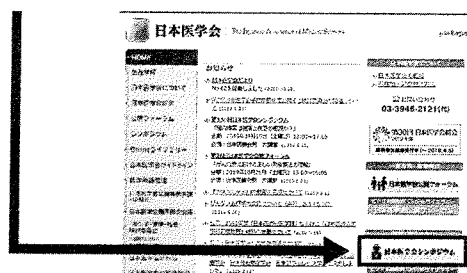
電話：

参加者区分：

医師(医籍登録番号：____、  
所属郡市区医師会名：____医師会)、  
メディカルスタッフ、製薬関係、  
会社員、学生、報道関係、その他  
のいずれかを明記ください。

## 日本医学会ホームページ登録の場合

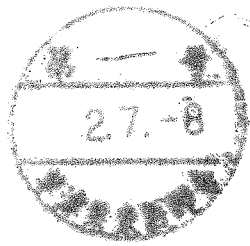
日本医学会のホームページ(<http://jams.med.or.jp/>)の「日本医学会シンポジウム」の項から、参加申し込みできます。



## お問い合わせ先

## 日本医学会

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16 日本医師会館内  
電話：03-3946-2121（代） FAX：03-3942-6517



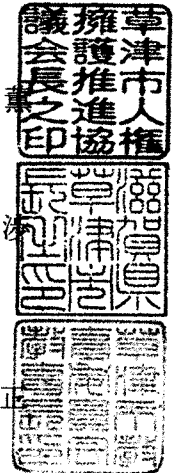
草人権協発第15号  
草セ発第583号  
草教委教児発第1055号  
令和2年7月8日

一般社団法人 草津栗東医師会  
会長 中嶋 康彦 様

草津市人権擁護推進協議会  
会長 井 上

草津市長 橋 川

草津市教育委員会  
教育長 川 那 邊



令和2年度第33回「いのち・愛・人権のつどい」の中止について（お知らせ）  
盛夏の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市行政ならびに同和問題の早期解決、人権意識の普及・高揚に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、草津市では基本的人権の永久尊重と恒久平和の実現を誓い、昭和63年に「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」宣言を行い、平成8年には「草津市人権擁護に関する条例」を制定し、人権や平和に関するさまざまな取組を積極的に推進しています。

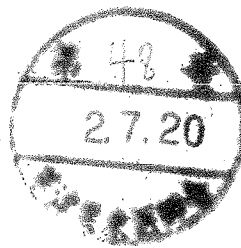
「いのち・愛・人権のつどい」は、これらを具現化するための重要な取り組みの一つとして、毎年、秋分の日に「さまざまな人権」をテーマに、多くの市民の皆様の御参加のもと、人権課題を幅広く考える機会として開催してきました。

貴団体におかれましては、「いのち・愛・人権のつどい」の趣旨に御賛同していただき、協賛団体として御協力と、そして多くの会員様に御参加いただいていることに対し、改めて心からお礼申し上げます。

今年度におきましても、令和2年9月22日を予定し開催に向けて準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点に立ち、御参加いただく皆様の健康と安全を最優先に考慮しました結果、誠に残念ではございますが、今年度の「いのち・愛・人権のつどい」は中止することと決定いたしました。

今後も引き続き、皆様とともにあらゆる差別もゆるさない、誰もがいきいきと暮らせる明るい社会づくりをめざし推進してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

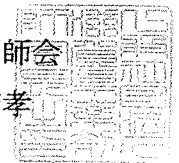
担当部署	総合政策部 人権センター 啓発・教育係 担当 林・長江
電話等	Tel077-563-1177 fax077-563-7070 Eメール jinkence@city.kusatsu.lg.jp



滋 県 薬 第 1 2 4 号  
令和 2 年 7 月 1 7 日

一般社団法人草津栗東医師会  
会長 中嶋 康彦 様

一般社団法人滋賀県薬剤師会  
会 長 大迫 芳孝



「在宅緩和ケア研修 ～医療用麻薬・医療材料の取扱いについて学ぶ～」の  
開催について（お願い）

平素は、本会事業の運営について、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本会では、地域医療介護総合確保基金事業として、標記研修会を別添のとおり 7 圏域で開催する運びとなりました。

標記研修会は、地域における緩和ケアを推進していくため、医薬品等の円滑な供給、医療用麻薬に対する誤解や偏見の払拭、多職種連携の充実、医療介護従事者の緩和ケアに対する理解や技術の向上、環境整備など、多職種との連携をさらに進めることを目的としていますので、是非、貴会会員の皆様にご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、各会場とも参加者は、収容人数の 50%となっております。そのため、定員になり次第締め切らせていただきますので予めご了承ください。

## 記

■「在宅緩和ケア研修 ～医療用麻薬・医療材料の取扱いについて学ぶ～」の開催案内

135 部

一般社団法人滋賀県薬剤師会  
事務局：林、西村  
TEL 077-565-3535  
FAX 077-563-9033



滋 県 薬 第 1 2 4 号

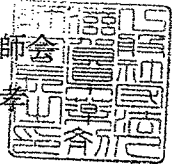
令和 2 年 7 月 1 6 日

一般社団法人滋賀県医師会

会長 越智 眞一 様

一般社団法人滋賀県薬剤師会

会 長 大迫 芳孝



「在宅緩和ケア研修 ～医療用麻薬・医療材料の取扱いについて学ぶ～」の  
開催について（お願い）

平素は、本会事業の運営について、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本会では、地域医療介護総合確保基金事業として、標記研修会を別添のとおり 7 圏域で開催する運びとなりました。

標記研修会は、地域における緩和ケアを推進していくため、医薬品等の円滑な供給、医療用麻薬に対する誤解や偏見の払拭、多職種連携の充実、医療介護従事者の緩和ケアに対する理解や技術の向上、環境整備など、多職種との連携をさらに進めることを目的としていますので、是非、貴会会員の皆様にご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、各会場とも参加者は、収容人数の 50%となっております。そのため、定員になり次第締め切らせていただきますので予めご了承ください。

記

■「在宅緩和ケア研修 ～医療用麻薬・医療材料の取扱いについて学ぶ～」の開催案内

35 部

一般社団法人滋賀県薬剤師会

事務局：林、西村

TEL 077-565-3535

FAX 077-563-9033

## 在宅緩和ケア研修

～医療用麻薬・医療材料の取扱いについて学ぶ～

超高齢社会となり、在宅療養される患者数は2025年に100万人を超えと言われており、それに伴い在宅緩和ケアの件数も増えてくることが予想されます。

地域における緩和ケアを推進していくためには、医薬品等の円滑な供給、医療用麻薬に対する誤解や偏見の払拭、多職種連携の充実、医療介護従事者の緩和ケアに対する理解や技術の向上、環境整備など、多職種との連携をさらに進めることを目的として、在宅緩和ケア研修会を下記のとおり開催いたします。

## 内 容

## ■演題1 医療用麻薬の薬物治療(種類や作用、使用方法)【50分】

講師:塩野義製薬株式会社

## ■演題2 医療材料・衛生材料、特にPCAポンプの使用方法(実践演習も含む)【90分】

講師:東邦薬品株式会社

## ■演題3 医療用品共有システムの活用方法【10分】

講師:滋賀県薬剤師会 介護福祉委員長 大西 延明

## ■在宅ホスピス薬剤師による症例発表【10分】

(PCAポンプ等を利用した退院支援や連携の必要性、問題点など)

## 日程・会場

圏域	日程	会場(定員=収容人数の50%)	会議室名
第1回 湖西圏域	9月5日(土) 16:00～19:00	安曇川公民館 (定員30名)	カルチャールームA・B
第2回 大津圏域	9月6日(日) 9:30～12:30	滋賀ビル (定員30名)	比叡の間
第3回 湖南圏域	9月6日(日) 13:30～16:30	草津市立市民交流プラザ (定員66名)	大会議室
第4回 湖東圏域	9月13日(日) 10:00～13:00	大学サテライト・プラザ彦根 (定員45名)	A・B・C教室
第5回 湖北圏域	9月13日(日) 14:00～17:00	滋賀県立文化産業交流会館 (定員60名)	第1会議室
第6回 東近江圏域	9月19日(土) 16:00～19:00	滋賀県立男女共同参画センター (定員30名)	研修室B・C
第7回 甲賀圏域	9月26日(土) 16:00～19:00	市民学習交流センター(サンヒルズ甲西) (定員40名)	多目的ホール

## ◆研修参加者へのお願い

受講当日の体調をご確認の上、お越しいただきますようお願いいたします。

研修会参加時には、うがい、手洗い、マスク着用など、ご自身での感染予防にも努めていただくようお願いいたします。なお、マスク不足の為、当会でのご用意はありません。

■参加費:無料 ■参加者:医師、歯科医師、看護師、ケアマネジャー、薬剤師

## 在宅緩和ケア研修

～医療用麻薬・医療材料の取扱いについて学ぶ～

## &lt;参加申込書&gt;

受講希望 圏域	参加者氏名 (フリガナ)	勤務先 (TEL)	職種
例:第1回			
第 回	( )	(TEL: )	

申込先:滋賀県薬剤師会 事務局 FAX:077-563-9033

↑ 定員に達した場合に連絡します。



(一社) 草津栗東医師会  
会長 中嶋 康彦 様

滋歯発第 249号  
令和2年 7月吉日

(一社) 滋賀県歯科医師会  
会長 中村 彰彦

### 歯周病予防啓発リーフレットの送付について（貴会会員配布のお願い）

盛夏の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、歯周病は35歳以上の国民の7割以上が罹患しているとされ、歯を失う原因の第一位となっています。近年では歯周病が糖尿病や心臓疾患、骨粗鬆症などの様々な全身疾患と密接な関わりがあることも明らかにされており、その予防・治療が急務となっております。

そこで本会では、この度、歯周病に関する最新の知見を取り入れた、一般県民向け啓発リーフレットを作成いたしました。

つきましては、貴会に下記部数を送付させていただきますので、ご高覧賜りますとともに、貴会会員様へご配布賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

またその際、リーフレットの追加送付を希望される会員様がおられましたら、本会事務局（下記）にご連絡いただければ送付いたしますので、その旨もご周知賜りますよう、合わせてお願い申し上げます。

諸事ご多用の折、お手数をお掛けして恐縮ですが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

### 記

歯周病予防啓発リーフレット 155部（貴会会員数＋予備20）

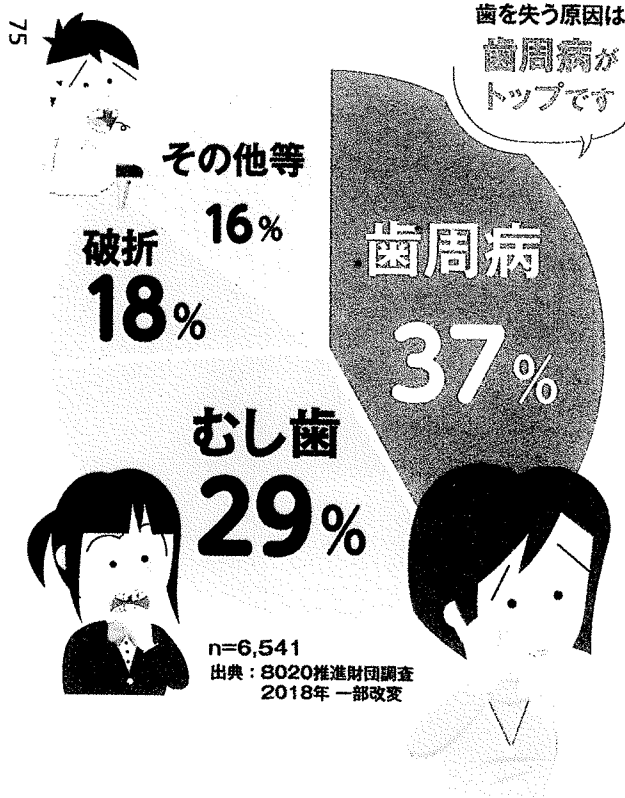
(一社)滋賀県歯科医師会事務局  
担当 武田  
電話 077-523-2787  
FAX 077-523-2788  
E-mail sda@shiga-da.org

# 歯周病は放っておくと 歯を失ってしまう 病気です

歯周病はプラーク（歯垢）の中の細菌により、歯を支える歯周組織が破壊される病気で、日本人が歯を失う原因の第一位となっています。

また、35歳以上で7割以上の人がかかっている*とされる無視できない国民病です。

※出典：厚生労働省「平成28年歯科疾患実態調査」



## 歯周病から歯を守るために 歯周病ケアの4項

1

まずは歯垢を  
ためないように

2

健康志向を大切に  
(タバコは控えましょう)

3

歯や体のことを  
考えよう

4

油断せずに  
定期検診を施行

歯周病など、歯・お口のトラブルは  
最寄りの歯科医院にご相談ください。

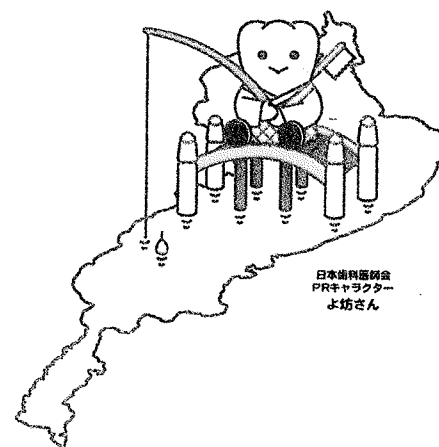
<https://shiga-da.org>  
(滋賀県歯科医師会ホームページ)



最寄りの歯科医院の検索ができます。

# 歯周病

を予防して  
お口も身体も  
健康に!



一般社団法人 滋賀県歯科医師会

新常識!

# 歯周病^{まわ}は歯の周りの病といいながら 全身に悪影響を及ぼす病^{です}

歯周病が様々な疾患や全身状態に悪影響を及ぼすおそれが指摘されています（右図）。

歯周病がおびやかすのは歯や歯肉の健康だけでなく、あなたの全身の健康なのです。

健康な歯

歯周病

痛みもなく  
静かに病気は  
進行し……

歯肉  
歯槽骨

引き締まった歯肉と歯槽骨などの  
歯周組織が歯をしっかり支えています。

プラーク・  
歯石

歯周ポケット

歯を支える歯槽骨が溶け、  
歯肉が下がり、歯がぐらついてきます。

脳血管疾患

誤嚥性肺炎

心臓疾患

骨粗しょう症

糖尿病

メタボリック  
シンドローム

早産・低体重児出産



# 命にもかかわる熱中症

炎天下の活動時には、十分注意しましょう！

## ●熱中症とは？

熱中症は、体温の調節機能が乱れ、水分と塩分のバランスが崩れることなどにより起こります。炎天下での屋外作業やスポーツのほか、室内でも発生し、発熱、二日酔い、下痢、疲労などで体調を崩している状態の人が起こしやすくなります。特に乳幼児や高齢者に多く見られ、死亡率も高くなっています。

## ●熱中症の症状は？

めまいや疲労感、頭痛などから、失神、血圧の低下、頻脈、意識障害、全身の臓器の機能不全に至るまで、症状の程度は幅広くあります。多くの場合、いくつかの症状が重なりあって起こります。

軽い症状でも、そのままにしておくと重症へと進行し、死に至る場合もあります。必ず医療機関を受診しましょう。

## ●熱中症の予防は？

### ・暑さを避けましょう

感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整しましょう。また、炎天下では直射日光を避けるために帽子をかぶり、体の熱を効率良く外へ逃がすために通気性のよい服装にします。炎天下で活動する際には、定期的な休憩をとることや、スポーツドリンクなどでこまめに水分と塩分を補給することが重要です。

### ・適宜マスクをはずしましょう

高温や多湿でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなる恐れがあります。

マスクを着用する場合は、強い負荷の作業や運動を避け、苦しくなったらソーシャルディスタンス（2m）等を考えて、マスクをはずすようにしましょう。

### ・こまめに水分を補給しましょう

### ・日ごろから健康管理をしましょう

### ・暑さに備えた体づくりをしましょう

## ●熱中症になったら？

- ・意識がはっきりしている時は冷房の効いた場所や、日陰で風通しの良い涼しい場所へ避難し、同時にスポーツドリンクなどで水分と塩分の補給を行います。
- ・言動がおかしかったり、意識がぼんやりしている時には、水をふりかけたり、ウチワであおぐなどして身体を冷却し、同時に至急、救急車を呼びます。
- ・首の両方の横、両わきの下、股の間に冷たいタオルや保冷剤を当て、冷やすことも効果的です。



一般社団法人 滋賀県医師会



## 令和3年度(第34期生)生徒募集要項

## 一般入学試験

試験区別		1 次	2 次
募集人員		30名(推薦含む) 男女共学(男子若干名)	若干名
受験資格		(1) 中学校卒業以上または令和3年3月中学校卒業見込みの者 (2) 心身ともに健康である者	
受験 手 続	出願書類	(1) 入学願書・受験票(様式第1号) (2) 最終出身学校(中学または高等学校)の卒業証明書または卒業見込証明書 (3) 最終出身学校(中学または高等学校)の調査書 *(2)(3)共、短大、大学卒業の者にあつては高等学校の証明書 ① 卒業から一定年数が経過したために調査書の発行が不可能な場合は、卒業証明書をもってこれに代える。 (4) 写真2枚(縦5cm×横4cm 正面上半身無帽で3ヶ月以内撮影のものを入学願書および受験票に貼付) (5) 受験料 18,000円(銀行振込後、領収書を提出) (受験料は、願書受付期間内に振込むこと。手数料は本人負担)	
	願書受付期間	令和3年1月4日(月)～1月22日(金)必着	令和3年2月8日(月)～2月19日(金)必着
		願書の提出は、簡易書留で郵送すること。(郵送のみ受付)	
	願書提出先	〒520-0036 大津市園城寺町字常在寺233-5 大津市医師会立看護専修学校 TEL 077-526-2059	
入学試験日時		令和3年1月31日(日) 午前10時～午後4時頃	令和3年2月27日(土) 午後1時～午後4時頃
		開始より15分以上の遅刻者は、受験することができない	
試験会場		ピアザ淡海 3階会議室 大津市におの浜一丁目1番20号	大津市医師会立看護専修学校 大津市園城寺町字常在寺233-5
試験科目		国語(古文・漢文を除く)・面接	
持ち物		受験票・筆記用具・昼食	受験票・筆記用具
合格発表		令和3年2月6日(土)	令和3年3月6日(土)
		合否については、本人あて郵送で通知する。(電話による問い合わせには一切応じない)	
入学手続		令和3年2月15日(月)～17日(水) 午前10時～午後3時	令和3年3月11日(木)～12日(金) 午前10時～午後3時
		(1) 誓約書(本校所定の様式)の提出 (2) 入学金、協力金、実習用雑費等の納入 (3) 1期分の授業料の納入 受付場所：本校事務室	

注記：令和3年度本校の一般入学試験(1次)を受験した者は、2次に出願することはできない。

講演会・研修会等のご案内

第7回理事会連絡事項

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
★ 7月31日(金) 14:30～15:30	令和2年度死体検案研修会 (高島市)	高島市民病院 健診棟3階 大会議室 高島市勝野1667	テーマ「死亡時の正しい対応ー看取りから大規模災害までー」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検査担当 地域医師会から案内 ※コロナウイルス感染症対 策のため高島市圏域の医 師のみ参加可	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
★ 9月12日(土) 14:30～17:30	第1回スキルアップ研修会 (産業医研修会)	ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24	研修 ①「中小企業の健康管理の仕組み」(仮題) 豊川産業医事務所 豊川 彰博 先生 ②「就業上の措置」(仮題) 医療法人大織会 大織診療所 清原 達也 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報とFAXにて案内予 定 (案内前の申込は不可) ※県内医師のみ参加可	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎後期3単位 生涯専門3単位 (申請中)
★ 9月13日(日) 9:30～13:00	第2回スキルアップ研修会 (産業医研修会)	ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24	研修 ①「事例に見るメンタルヘルスの実際」 バイオメンタルクリニック 院長 石黒 淳 先生 ②「職域がん検診について」 株式会社村田製作所管理グループ 大阪大学大学院医学系研究科 社会環境医学講座環境医学 教授 祖父江 友孝 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報とFAXにて案内予 定 (案内前の申込は不可) ※県内医師のみ参加可	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎後期1.5単位・後期2 単位 生涯実地1.5単位・専門2 単位 (申請中)
★ 9月13日(日) 14:00～16:30	第1回リフレッシュ研修会 (産業医研修会)	ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24	研修 ①「産業医が知っておくべき振動障害とその予防」 公立大学法人和歌山県立医科大学 理事長・学長 宮下 和久 先生 ②「産業医活動関連法改正と通達」 一般財団法人近畿健康管理センター 理事長 木村 隆 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報とFAXにて案内予 定 (案内前の申込は不可) ※県内医師のみ参加可	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎後期2.5単位 生涯更新1単位・専門1.5 単位 (申請中)
★ 9月13日(日) 16:40～17:40	第1回産業医資質向上相互研修 会	ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24	研修 ①「嘱託産業医の立場で ～地域産業保健センターの意義と 産業医業務についての質疑応答」 養庭医院 院長 養庭 昭彦 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報とFAXにて案内予 定 (案内前の申込は不可) ※県内医師のみ参加可	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎実地1単位 生涯実地1単位 (申請中)
★ 11月14日(土) 午後(時間未定)	第37回滋賀医学会総会	栗東芸術文化会館さくら 中ホール 栗東市継二丁目1番28号	研修 テーマ「糖尿病診療の新展開」(予定)  ※新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて検討	滋賀県 医師会	生涯教育担当 FAXにて案内予定	日医生涯教育制度: (申請予定)

## 草津栗東医師会・行事予定表

令和2年 8月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
1	土	囲碁同好会	14:00～	医師会会議室
2	日			
3	月			
4	火			
5	水			
6	木	くさつ在宅医療ネット	14:00～15:00	草津保健所
7	金			
8	土	囲碁同好会	14:00～	医師会会議室
9	日			
10	月			
11	火			
12	水			
13	木			
14	金	医師会事務局 夏季休館		
15	土			
16	日			
17	月			
18	火			
19	水			
20	木			
21	金			
22	土			
23	日			
24	月			
25	火			
26	水			
27	木	第1回草津市健幸都市づくり推進委員会	13:30～15:30	草津市役所8F会議室
28	金			
29	土	8月例会	15:30～16:30	ポストンプラザ草津
		診療科紹介(滋賀医科大学 消化器内科)	16:30～17:00	
		GPネット講演会	17:00～18:30	
30	日	ゴルフ同好会		タラオCC
31	月			

・ 7 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和2年7月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R2/ 7/17 (金)	令和2年度滋賀県精神保健福祉審議会	3:00 PM (~ 5:00 PM)	県庁 北新館 3階 中会議室	県	★
R2/ 7/18 (土)	第1回近医連保険担当理事連絡協議会(TV会議へ変更)	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	近医連	
R2/ 7/20 (月)	第1回滋賀県高齢化対策審議会(Web会議)	10:00 AM (~12:00 PM)	県庁	県	★
R2/ 7/21 (火)	滋賀県CDR体制整備モデル事業にかかるキックオフミーティング	3:30 PM (~ 5:00 PM)	県大津合同庁舎7C会議室	県	★
R2/ 7/22 (水)	第8回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R2/ 7/22 (水)	滋賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 第1回児童措置審査部会	7:00 PM (~ 9:00 PM)	県大津合同庁舎7-A会議室	県	★
R2/ 7/28 (火)	滋賀県医療従事者認知症対応力向上研修検討委員会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀県看護研修センター 研修室 I	関連団体	★
R2/ 7/28 (火)	滋賀医学会運営委員会	4:00 PM (~ 5:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R2/ 7/29 (水)	自民党県連に対する令和3年度県予算に係る要望聞き取り	2:00 PM (~ )	県庁2F「議員室」	関連団体	★
R2/ 7/30 (木)	第37回滋賀県保険者協議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀国保会館4階大会議室	関連団体	★
R2/ 7/30 (木)	中絶審査	2:00 PM (~ )	応接室	県医師会	★
R2/ 7/30 (木)	滋賀県医師会剖検・AIシステム運営委員会	3:00 PM (~ )	会議室	県医師会	★
R2/ 7/31 (金)	恩賜財団滋賀県済生会支部理事会	2:00 PM (~ )	済生会守山市民病院 くすの木ホール	その他	★
R2/ 7/31 (金)	死体検案研修会(高島市医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	高島市民病院 健診棟3階 大会議室	県医師会	
R2/ 7/31 (金)	第15回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	4:00 PM (~ 5:30 PM)	TV会議対応:理事室	日医	★
R2/ 8/ 1 (土)	第2回近医連常任委員会(TV会議)	3:30 PM (~ 4:30 PM)	会長室	近医連	
R2/ 8/ 1 (土)	【中止】令和2年度関西医師会連合常任委員会	4:30 PM (~ )	ホテルグランヴィア京都 5階「古今の間」	関医連	
R2/ 8/ 3 (月)	部落解放研究第28回滋賀県集会実行委員会総会	1:30 PM (~ 3:30 PM)	解放県民センター光荘	その他	★
R2/ 8/ 3 (月)	第1回県立病院経営協議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	県立リハビリテーションセンター 研修室	県	★
R2/ 8/ 3 (月)	第2回滋賀県社会福祉審議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	県庁 東館 大会議室	県	★
R2/ 8/ 5 (水)	第9回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R2/ 8/ 7 (金)	第5回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R2/ 8/19 (水)	第10回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R2/ 8/20 (木)	【中止】第38回滋賀県三師会学校保健担当者協議会	(~ )		県三師会	
R2/ 8/22 (土)	令和2年度第1回認知症サポート医養成研修(1日目)	1:00 PM (~ 7:00 PM)	ベルサール新宿セントラルパーク 東京都新宿区西新宿6-13-1新宿セ	国	★
R2/ 8/22 (土)	女性医師懇談会	3:00 PM (~ 5:00 PM)	ホテル ポストプラザ草津びわ湖 サウスウイング(新館) 6階 ケネ	県医師会	
R2/ 8/23 (日)	母体保護法指定医師研修会	9:00 AM (~12:10 PM)	3階会議室	県医師会	★

※ ★印は令和2年5月21日以降に追加した行事

※ ×印は中止・延期になった行事

# ・ 8 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和2年7月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R2/ 8/23 (日)	令和2年度第1回認知症サポート医養成研修(2日目)	9:00 AM (~11:45 AM)	ベルサール新宿セントラルパーク 東京都新宿区西新宿6-13-1新宿セ	国	★
R2/ 8/23 (日)	母体保護法指定医師研修会	1:00 PM (~ 4:10 PM)	3階会議室	県医師会	
R2/ 8/26 (水)	令和2年度全国メディカルコントロール協議会連絡会 (第1回)(予定)	(~ )	国士舘大学世田谷校舎(予定)	国	
R2/ 8/26 (水)	第1回滋賀県医療審議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	県庁(調整中)	県	★
R2/ 8/27 (木)	子宮頸がん検診事業打ち合わせ	2:30 PM (~ 3:30 PM)	県庁	県医師会	★
R2/ 8/27 (木)	第16回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症 担当理事連絡協議会	5:00 PM (~ 6:30 PM)	TV会議対応:理事室	日医	★
R2/ 8/29 (土)	令和2年度第2回認知症サポート医養成研修(1日 目)	1:00 PM (~ 7:00 PM)	名古屋コンベンションホール3F 愛知県名古屋市中村区平池町4-60	国	★
R2/ 8/29 (土)	2020年度近畿・北陸6県医師会会長会議	6:30 PM (~ )	松月/富山市	関連団体	
R2/ 8/30 (日)	令和2年度第2回認知症サポート医養成研修(2日 目)	9:00 AM (~11:45 AM)	名古屋コンベンションホール3F 愛知県名古屋市中村区平池町4-60	国	★
R2/ 9/ 1 (火)	令和2年度 第2回滋賀県地域医療対策協議会	6:00 PM (~ 8:00 PM)	県大津合同庁舎 7階 7-B会議室	県	★
R2/ 9/ 2 (水)	第2回滋賀県高齢化対策審議会(Web会議)	2:00 PM (~ 4:00 PM)	調整中	県	★
R2/ 9/ 3 (木)	学校において予防すべき感染症対策委員会	3:00 PM (~ 4:30 PM)	県庁本館 4A会議室	県	★
R2/ 9/ 5 (土)	【延期】リーダーシップ研修会 →R3.3.13に延期	10:00 AM (~ 5:00 PM)	ピアザ淡海 305会議室	県医師会	
R2/ 9/ 6 (日)	近医連定時委員総会(第3回常任委員会、分科会、 委員総会)	10:30 AM (~ 6:30 PM)	ホテルグランヴィア京都	近医連	
R2/ 9/ 7 (月)	滋賀県ナースセンター事業運営委員会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀県看護研修センター	関連団体	★
R2/ 9/ 8 (火)	第6回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R2/ 9/ 9 (水)	第11回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R2/ 9/12 (土)	第1回スキルアップ研修会	2:30 PM (~ 5:30 PM)	ライズヴィル都賀山 ロータス	県医師会	
R2/ 9/13 (日)	第2回スキルアップ研修会、第1回リフレッシュ研修 会、第1回産業医資質向上相互研修会	9:30 AM (~ 5:40 PM)	ライズヴィル都賀山 ロータス	県医師会	
R2/ 9/15 (火)	第1回都道府県医師会会長協議会(予定)	3:00 PM (~ 5:00 PM)	日本医師会	日医	★
R2/ 9/17 (木)	第3回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R2/ 9/17 (木)	第1回医療事故調査支援委員会	4:00 PM (~ 5:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R2/ 9/20 (日)	令和2年度滋賀県総合防災訓練における検視・検案 および遺族対策対応訓練(予定)	8:30 AM (~11:00 AM)	東近江地域(東近江市、近江八幡 市、日野町、竜王町)	県	
R2/ 9/20 (日)	日医かかりつけ医機能研修制度 令和2年度応用研 修会(DVD講習)(候補日)	10:00 AM (~ 5:15 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海	日医	
R2/ 9/24 (木)	死体検案研修会(東近江医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	東近江地域医療支援センター 多目 的室	県医師会	
R2/ 9/24 (木)	入退院支援看護師養成研修会	2:50 PM (~ 4:20 PM)	滋賀県看護研修センター	その他	★
R2/ 9/24 (木)	妊婦健康診査集合契約打ち合わせ	4:00 PM (~ 5:00 PM)	3階会議室	県医師会	★

※ ★印は令和2年5月21日以降に追加した行事

※ ×印は中止・延期になった行事

# 9 月 以 降 行 事 予 定 表

(令和2年7月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	備考
R2/ 9/24 (木)	第17回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	4:00 PM (~ 5:30 PM)	TV会議対応: 理事室	日医	★
R2/ 9/26 (土)	令和2年度第3回認知症サポート医養成研修(1日目)	1:00 PM (~ 7:00 PM)	TKPガーデンシティ札幌駅前 北海道札幌市中央区北2条西2丁目	国	★
R2/ 9/27 (日)	令和2年度第3回認知症サポート医養成研修(2日目)	9:00 AM (~11:45 AM)	TKPガーデンシティ札幌駅前 北海道札幌市中央区北2条西2丁目	国	★
R2/ 9/29 (火)	死体検案研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	竜王町公民館	県医師会	
R2/ 9/30 (水)	死体検案研修会(彦根医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	彦根市保健・医療複合施設 くすのきセンター	県医師会	
R2/ 9/30 (水)	第12回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R2/10/ 1 (木)	第64回社会保険指導者講習会(1日目)	10:00 AM (~ 5:00 PM)	日本医師会大講堂	日医	★
R2/10/ 1 (木)	令和2年度地域エコチル調査運営協議会	2:00 PM (~ 3:00 PM)	キャンパスプラザ京都2階第一会議室	その他	★
R2/10/ 2 (金)	第64回社会保険指導者講習会(2日目)	10:00 AM (~ 4:30 PM)	日本医師会大講堂	日医	★
R2/10/ 3 (土)	第3回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	梅田スカイビル	近医連	
R2/10/ 3 (土)	近畿ブロック衛生主管部長・府県医師会長合同連絡会議	3:15 PM (~ 5:30 PM)	帝国ホテル大阪	近医連	
R2/10/ 7 (水)	第13回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R2/10/ 9 (金)	第7回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R2/10/ 9 (金)	第4回近医連常任委員会(TV会議)	2:30 PM (~ )	会長室	近医連	★
R2/10/10 (土)	令和2年度第4回認知症サポート医養成研修(1日目)	1:00 PM (~ 7:00 PM)	福岡ファッションビル 福岡県福岡市博多区博多駅前2-10	国	★
R2/10/10 (土)	近医連学校医研究協議会第1回理事会	2:30 PM (~ )	ホテルグランヴィア大阪	近医連	★
R2/10/11 (日)	令和2年度第4回認知症サポート医養成研修(2日目)	9:00 AM (~11:45 AM)	福岡ファッションビル 福岡県福岡市博多区博多駅前2-10	国	★
R2/10/11 (日)	地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会(TV会議による中継)	9:55 AM (~ 5:30 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール 淡海	日医	★
R2/10/15 (木)	第4回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R2/10/15 (木)	母体保護法指定医師審査委員会	4:00 PM (~ 5:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R2/10/16 (金)	滋賀県がん診療連携協議会 第1回研修推進部会	6:00 PM (~ 7:30 PM)	滋賀医科大学 リッパルテラス 2階 会議室1	県	★
R2/10/21 (水)	第14回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R2/10/21 (水)	勤務医活動検討会	4:00 PM (~ 5:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R2/10/22 (木)	死体検案研修会(守山野洲医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	守山市すこやかセンター	県医師会	
R2/10/22 (木)	小児救急医療地域医師研修会(東近江医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	東近江地域医療支援センター	県医師会	
R2/10/24 (土)	令和2年度全国医師会勤務医部会連絡協議会	10:00 AM (~ 8:00 PM)	ホテルグランヴィア京都	日医	
R2/10/30 (金)	第18回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	4:00 PM (~ 5:30 PM)	TV会議対応: 理事室	日医	★

※ ★印は令和2年5月21日以降に追加した行事

※ ×印は中止・延期になった行事

# ・10月以降 行事予定表・

(令和2年7月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R2/10/31 (土)	第3回スキルアップ研修会(予定)	2:30 PM (～ 5:30 PM)	ライズヴィル都賀山 ロータス	県医師会	★
R2/10/31 (土)	第70回全国医師会医療秘書学院連絡協議会定例総会(TV会議)	4:30 PM (～ )	検討中 (滋賀短期大学もしくは滋賀県医師)	日医	★
R2/11/1 (日)	第4回スキルアップ研修会、第2回リフレッシュ研修会(予定)、第2回産業医資質向上相互研修会	9:30 AM (～ 4:30 PM)	ライズヴィル都賀山 ロータス	県医師会	★
R2/11/5 (木)	第86回学校保健学校医研修会(調整中)	1:30 PM (～ 4:30 PM)	ピアザ淡海 又は 草津市立まちづくりセンター301.302	県医師会	
R2/11/10 (火)	第8回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R2/11/11 (水)	第15回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R2/11/12 (木)	全国学校保健・安全研究大会1日目(予定)	1:00 PM (～ 4:00 PM)	富山県富山市 オーバード・ホール	国	
R2/11/13 (金)	全国学校保健・安全研究大会2日目(予定)	9:30 AM (～ 4:00 PM)	富山県富山市 オーバード・ホール	国	
R2/11/14 (土)	第37回滋賀医学会総会(候補日)	(～ )	栗東芸術文化会館 さくら 中ホール	県医師会	
R2/11/14 (土)	第51回全国学校保健・学校医大会	10:00 AM (～ 8:30 PM)	富山国際会議場 ANAクラウンプラザホテル富山	日医	
R2/11/14 (土)	令和2年度第5回認知症サポート医養成研修(1日目)	1:00 PM (～ 7:00 PM)	ザ・コスモホール 大阪府大阪市住之江区南港北1-7	国	★
R2/11/14 (土)	スポーツ医再研修会(滋賀県医師会・滋賀県スポーツ医会共催)(第10回びわこカンファレンス)(予定)	4:00 PM (～ 6:00 PM)	ライズヴィル都賀山 ロータス	県医師会	
R2/11/15 (日)	令和2年度第5回認知症サポート医養成研修(2日目)	9:00 AM (～11:45 AM)	ザ・コスモホール 大阪府大阪市住之江区南港北1-7	国	★
R2/11/19 (木)	第5回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海 石楠花	県医師会	
R2/11/19 (木)	令和2年度滋賀県病院協会・滋賀県医師会連絡協議会	4:30 PM (～ 6:00 PM)	びわ湖大津プリンスホテル	関連団体	
R2/11/25 (水)	小児救急医療地域医師研修会(彦根医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	彦根市保健・医療複合施設(くすのきセンター)3F	県医師会	
R2/11/25 (水)	第16回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R2/11/25 (水)	滋賀県たばこ対策推進会議	2:30 PM (～ 4:30 PM)	県庁 東館 7階 大会議室	県	★
R2/11/26 (木)	小児救急医療地域医師研修会(大津市医師会)	3:00 PM (～ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル 3階「瑠璃の間」	県医師会	
R2/11/27 (金)	第19回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	4:00 PM (～ 5:30 PM)	TV会議対応:理事室	日医	★
R2/12/5 (土)	第4回近医連保険担当理事連絡協議会	3:30 PM (～ 4:30 PM)	ホテルグランヴィア京都	近医連	
R2/12/5 (土)	近医連常任・保険担当理事合同懇談会	4:30 PM (～ 5:30 PM)	ホテルグランヴィア京都	近医連	
R2/12/8 (火)	第9回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R2/12/16 (水)	第17回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R2/12/17 (木)	小児救急医療地域医師研修会(守山野洲医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	すこやかセンター3階講習室	県医師会	
R2/12/17 (木)	死体検案研修会(湖北医師会)	4:30 PM (～ 5:30 PM)	ホテル&リゾーツ長浜	県医師会	
R2/12/18 (金)	小児救急医療地域医師研修会(高島市医師会)	2:30 PM (～ 3:30 PM)	今津サンブリッジホテル	県医師会	

※ ★印は令和2年5月21日以降に追加した行事

※ ×印は中止・延期になった行事



# ・12月以降 行事予定表・

(令和2年7月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R2/12/22 (火)	小児救急医療地域医師研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	近江八幡地域医療支援センター内 多目的室	県医師会	
R2/12/24 (木)	死体検案研修会(大津市医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル「瑠璃」	県医師会	
R2/12/25 (金)	第20回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症 担当理事連絡協議会	4:00 PM (~ 5:30 PM)	TV会議対応:理事室	日医	★
R3/ 1/ 8 (金)	第10回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/ 1/14 (木)	第6回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R3/ 1/16 (土)	令和2年度第6回認知症サポート医養成研修(1日 目)	1:00 PM (~ 7:00 PM)	ベルサール半蔵門 東京都千代田区麹町1-6-4	国	★
R3/ 1/17 (日)	令和2年度第6回認知症サポート医養成研修(2日 目)	9:00 AM (~11:45 AM)	ベルサール半蔵門 東京都千代田区麹町1-6-4	国	★
R3/ 1/20 (水)	第18回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/ 1/23 (土)	第52回近畿地区医師会共同利用施設連絡協議会	2:30 PM (~ )	ホテルグランヴィア京都	近医連	
R3/ 1/30 (土)	小児救急医療地域医師研修会(草津栗東医師会)	3:30 PM (~ 4:30 PM)	草津市立サンサンホール3F	県医師会	
R3/ 1/30 (土)	小児救急医療地域医師研修会(甲賀湖南医師会) (予定)	4:00 PM (~ 5:00 PM)	公立甲賀病院	県医師会	
R3/ 2/ 4 (木)	第87回学校保健学校医研修会(仮)	3:00 PM (~ 4:30 PM)	未定	県医師会	
R3/ 2/ 4 (木)	死体検案研修会(草津栗東医師会)←4/23分から変 更	3:00 PM (~ 4:00 PM)	草津市立サンサンホール	県医師会	★
R3/ 2/ 6 (土)	第5回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	梅田スカイビル	近医連	
R3/ 2/ 9 (火)	第11回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/ 2/10 (水)	第19回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/ 2/18 (木)	第7回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/ 2/21 (日)	第69回近畿医師会連合学校医研究協議会総会・第 2回理事会	10:30 AM (~ )	烏丸京都ホテル	近医連	★
R3/ 2/24 (水)	第20回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/ 2/25 (木)	死体検案研修会(甲賀湖南医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	公立甲賀病院	県医師会	
R3/ 3/ 6 (土)	近医連救急災害医療担当理事連絡協議会	2:30 PM (~ )	ホテルグランヴィア大阪	近医連	★
R3/ 3/ 9 (火)	第12回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/ 3/10 (水)	第21回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/ 3/13 (土)	【中止】マネジメント研修会	10:00 AM (~ 5:00 PM)	ピアザ淡海 305会議室	県医師会	
R3/ 3/13 (土)	リーダーシップ研修会	10:00 AM (~ 5:00 PM)	ピアザ淡海 305会議室	県医師会	★
R3/ 3/18 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/ 3/18 (木)	第2回滋賀県がん診療連携協議会	5:00 PM (~ )	滋賀県立総合病院	県	

※ ★印は令和2年5月21日以降に追加した行事  
 ※ ×印は中止・延期になった行事

# ・ 3 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和2年7月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R3/ 3/24 (水)	第22回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/ 4/ 3 (土)	第6回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	梅田スカイビル	近医連	

※ ★印は令和2年5月21日以降に追加した行事  
 ※ ×印は中止・延期になった行事